―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

本日の議事日程は次のとおりである。

令和８年和泉市議会第３回定例会議事日程表（第２日）

（９月25日）

日程	種　　別	番　号	件　　名	摘　要
1			会議録署名議員の指名について	
2			一般質問について	

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１～日程第２まで

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

（午前10時00分開議）

○　**山本秀明議長**　おはようございます。議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

◎開議宣告

○　**山本秀明議長**　それでは、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○　**山本秀明議長**　本日の議事日程はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承願います。

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名について

○　**山本秀明議長**　それでは、日程審議に入ります。

日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、10番・森　久往議員、16番・岡田　勉議員、以上２名の方を指名いたします。

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問について

○　山本秀明議長　日程第２「一般質問について」を行います。

なお、写真撮影の申出がありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

まず、議席番号24番・松田義人議員。

（24番・松田義人議員登壇）

○　24番　松田義人議員　おはようございます。24番・五月会の松田です。議長のお許しをいただき、発言通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回質問させていただくのは、１点目、就労継続支援Ｂ型の持続可能なサービスの提供について、２点目、富秋中学校区等まちづくり構想についての２項目についてです。

理事者におかれましては、積極的な御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず第１点目として、就労継続支援Ｂ型の持続可能なサービスの提供についてお伺いをいたします。

私は以前、一般質問で、どの福祉サービスにおいてもニュース等で報道されているような各事業者の利益目的での過剰なサービス提供とならないよう、本市においてもさらなる適正化に取り組んでいただき、各制度が破綻することなく、必要とされる方が利用し続けることができる持続可能な制度となることを願い、介護保険制度と障がい福祉サービス等事業における現状と課題について質問をさせていただきました。

質問では、2000年に導入された介護保険の軌跡を振り返り、営利法人を含めた幅広いセクターの参入を認めたこと自体、失敗であったとは言えないが、行き過ぎた営利主義を是正する配当基準の設定や、利用者の自己決定を支える情報共有制度の充実などに取り組む必要があると指摘をさせていただきました。

必要な制度をつくり上げていくにも、効果的な運用を行っていくにも、専門的な知見を持つ市職員の存在が必要不可欠であると指摘し、そのための取組についても要望させていただき、これらの取組を通して本市の保健福祉施策の質や量のさらなる充実をお願いしました。

そんな中、読売新聞において、就労支援Ｂ型、大阪市が新設ストップ、障害者事業所急増で不適切な運営や質の低下懸念という見出しで就労継続支援Ｂ型事業所について、大阪市は８月、新たな開設をストップさせる総量規制を始めた。過剰に増えた事業所数を抑制し、サービスの質を確保するのが目的だ。Ｂ型事業所では営利目的の不適切な運営も増えていると見られ、民間調査会社の調査では、全国で昨年度少なくとも17自治体が総量規制を行ってい

た。大阪市によると、市内のＢ型事業所の数は今年４月時点で1,181か所あり、５年前の2.9倍に増えた。読売新聞の試算では、直近の受入れ可能な１か月の利用者数は約3.1万人で、市が過去の利用実績から想定する利用者数約２万人の1.6倍、市の担当者は取材に、事業所数が増え続ければ市の目が届きにくくなる、質の向上をめざしたいと話したとの報道がなされました。

本市においても、就労継続支援Ｂ型の事業所は増加しており、看過できない報道であり、少なからず影響もあるものと考えられます。

そこでまず、就労継続支援Ｂ型とはどのようなサービスなのか、また、本市における現在の事業所数及び利用定員についてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　はい、答弁。

福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

就労継続支援Ｂ型は、一般企業等との雇用契約が困難な障がいのある方に対し、就労の機会を提供する障がい福祉サービスです。本市における就労継続支援Ｂ型の事業所数につきましては、現在75事業所が指定されており、月当たりの利用定員の合計は1,481人です。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

現在の事業所数及び利用定員の御答弁をいただき、就労継続支援Ｂ型事業所の状況については理解をさせていただきました。

それでは、次に、障がい福祉サービス等の提供体制の確保については、本市の障がい福祉計画に基づいて取り組んでおられると思いますけれども、その計画の概要についてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、各市町村において、障がい福祉サービスや相談支援の提供体制の確保、各サービスの必要な見込み量等について定めるもので、本市においては、現在、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする和泉市第７期障がい福祉計画に基づき、取組を進めているところです。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

それでは、次に、本市の障がい福祉計画において、就労継続支援Ｂ型の利用者数はどの程度見込んでいたのか、お伺いします。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

本市の障がい福祉計画におきましては、令和５年度の就労継続支援Ｂ型の月当たりの利用者数695人に過去３年間の利用者数の伸び率を乗じ、令和６年度778人、令和７年度881人、令和８年度1,000人を見込んでおりました。

現在、計画で見込んでいた利用人数を利用定員が上回る状況となっておりますが、これは近年、事業所の開設が急増したことによるものです。

なお、実利用人数につきましては、令和６年度781人、令和７年度885人、令和８年度は７月末時点で919人と、おおむね計画どおりの推移となっております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

本市第７期障がい福祉計画では、令和８年度の利用者数を1,000人と見込んでいたところで、現時点の実利用者数は919人と、おおむね計画どおりとなっているようですが、利用定員は計画で見込んでいた利用人数を上回っている状況ということであります。

近年は、就労継続支援Ｂ型の事業所数が増加傾向にあるということですので、今後もさらに増加すれば、地域におけるサービスの需要と供給のバランスに影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

障がい福祉サービスについては、必要とする方に必要なサービスが適切な量と質で提供されることが重要であると考えております。そのため、本市においても就労継続支援Ｂ型におけるサービスの需要と供給のバランスについて検証を行い、適切な供給体制について検討する必要があると考えますが、市の見解をお示しください。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

市内の就労継続支援Ｂ型の利用定員が第７期障がい福祉計画で見込んでいた利用人数を上

回っていることを踏まえ、議員御指摘のとおり、適切な供給体制について検討する必要があると考えてございます。

つきましては、サービスの総量規制を行っている他市の事例を参考にしつつ、本市における適切な供給体制について検討してまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

就労継続支援Ｂ型における適正な供給体制について、今後検討していただけるということで安心をしました。

障がい福祉サービスには様々なサービスがありますが、今後も就労継続支援Ｂ型の事業所が急増すれば、障がい福祉分野の人材が就労継続支援Ｂ型に集中し、他の障がい福祉サービスの事業所に影響を及ぼすことが懸念されます。

中でも重度の障がいのある方や強度行動障がいのある方を支援する生活介護サービスを実施し、より手厚い介護を必要とする方を積極的に受け入れておられる事業所が、人材確保が困難であるということを理由に事業所を閉鎖しなければならないような状況になっては、支援を必要とするたくさんの方が困ることになります。

そこで、このような状況になってはいないか確認したいので、生活介護の事業所数について近年の状況をお伺いします。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

生活介護の事業所数につきましては、第７期障がい福祉計画を策定しておりました令和５年度は33事業所でございましたが、現在は34事業所で、１事業所の増加となっており、現時点におきましては、議員が懸念されているような生活介護の事業所数の減少には至っておりません。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございました。

御答弁いただきましたように、生活介護の事業所数も減少していないということで、少し安心をしているところでございます。

今回の質問で、近年、就労継続支援Ｂ型の事業所が増加し、現在の利用定員が計画で見込

んでいた利用者数を大幅に超えていることが分かりました。

実際の利用者数は、おおむね計画どおりということでしたが、今後もこのまま増加を続けると、指摘させていただきましたように、障がい福祉の人材は限られていることから、他の障がい福祉サービスを提供している事業所に影響が生じることが懸念されます。

そのため、このような事態が生じることのないよう、就労継続支援Ｂ型の事業所数の推移については、今後も注視していく必要があると考えます。

本市としても、サービスを必要とする人に必要なサービスが行き届くよう、各サービスの事業所がしっかりと役割を果たすことができる環境を整えることが必要であると考えております。

第７期の障がい福祉計画の計画期限が今年度末で終了するということから、現在、第８期の計画を策定しているとお伺いをしております。新たな計画については、各サービスの需要と供給のバランス等を踏まえつつ、将来にわたり市民に必要なサービスが持続的に提供される体制づくりにつながる計画となりますことを期待いたしまして、この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

それでは、２点目、富秋中学校区まちづくり構想について質問させていただきます。

まず、①としまして富秋学園の施設整備についてお尋ねいたします。

既に御存じの方もいらっしゃるとおり、去る７月29日、新設工事中の富秋学園で火災が発生をしました。10年以上も前から地域の方々と協議しながら、大きな協力を得て検討を進めてきた新しい学校が完成する目前であり、地域の方や保護者はもちろん、児童生徒たちも非常に心配しているところです。私自身も非常に残念な思いでいっぱいであります。

そこで、富秋学園の開校に向けて今回の火災がどのように影響するのか、確認させていただきたいと思います。まず火災事故の概要についてお伺いします。

○　山本秀明議長　教育部長。

○　鍛治公哉教育次長兼教育部長　教育部長の鍛冶です。

まず、富秋学園のこのたびの火災事故につきましては、市としても非常に重く受け止めており、工事発注者としては誠に遺憾でございます。

火災事故の概要につきまして御説明いたします。

７月29日、12時55分頃、建設中である富秋学園新校舎東側屋上において、アスファルト防水工事に使用していた溶解釜付近で火災が発生しました。火災発生後、直ちに消防署へ通報

し、13時５分、消火活動が開始され、13時39分鎮圧、14時40分鎮火が確認されました。出火原因につきましては、アスファルト溶解釜について、昼休憩に入る前に施工業者による適切な消火措置が行われず、加熱が継続されたことにより窯の内部で沸騰し、窯から飛散した高温のアスファルトが近傍に保管していた断熱材等の可燃物に引火し、大きく黒煙を上げたものです。

次に、被害状況につきましては、火災により発生した煙の影響により、近隣住民の１人が体調不良で医療機関を受診されましたが、その後回復されたことを確認しております。また、火災により発生した煙の影響により、近隣住宅におきまして、すす汚れに関するお申出をいただき、施工業者にて状況確認及び対応を終えております。

最後に、建設中の新校舎の被害といたしましては、火災が発生した新校舎東側屋上コンクリートや、竪樋の一部焼損、ガラスの一部破損、消火活動による一部水ぬれ等が確認されております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

このような大変な事故を引き起こしてしまった施工業者からの謝罪と説明については、当然あったものと考えますが、その内容についてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　教育部長。

○　**鍛治公哉教育次長兼教育部長**　教育部長の鍛冶です。

施工業者からの謝罪と席説明につきましては、火災直後の現場立会いの際に、工事部長や現場所長から謝罪と説明を受けた後、８月７日金曜日に施工業者の代表である執行役員支店長が来庁し、市長並びに教育長へ謝罪と再発防止や管理体制の見直しなど、本市の期待に沿うよう努め、今後、全社を挙げて取り組み、校舎を完成させる所存であるということを示しておりました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

施工業者のずさんな対応が原因で火災が起きたことは、非常に残念でなりませんが、それでは、本市として、施工業者にどのような安全管理体制を取ることを求めていたのか、併せてどのような指導を行っていたのかについてお伺いをいたします。また、施工業者は市の指

導に対してどのような対応を行っていたのかについてもお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

建築現場の安全管理については、労働安全衛生法、労働基準法、建設業法に基づき、施工業者の責にて安全管理体制を構築し、管理を行うものとなっております。

市といたしましては、各工程の作業に着手する前に、作業主任者、安全管理体制などが記載された各工程の施工計画書を書面で求め、不備があれば指摘し、施工業者は市の承認後に各工程に着手するということになっております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

工程ごとに施工管理書を提出し、適用であれば本市が承認するということであったようです。今回はその計画書で定められた安全管理を怠ったということですが、ここにも施工業者のずさんな対応が見てとれます。

近隣の住民からは、火災以前から工事に関する対応が不十分だという声を聞いておりました。本市には、これまで火災事故以前に近隣などから工事に関する苦情などはなかったのか、お伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

現場付近での工事車両の待機、解体作業などに伴う砂ぼこりの飛散、騒音、現場付近の工事車両の誘導や出入口扉の開閉時の騒音等の苦情等を聞いております。いずれにおいても、施工業者へは改善を行うよう指導しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

９月17日付の議会への報告文書で、火災による被害調査が完了し、補修内容が決定したことから、地域や保護者への説明会を実施した上で工事再開に向けて取り組むとのことですが、工事の再開に向けては、再発防止策の徹底が求められるところであります。

工事再開に向けた取組やスケジュールなどを確認させていただくに当たり、まず、火災発生当日までどのような工程で工事が進んでいたのかお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

富秋学園整備事業は、設計と施工を一括して発注するデザインビルド方式により事業を進めております。

これまでの経過といたしましては、令和６年10月に基本設計を策定、令和７年６月に実施設計を策定し、その後、令和７年７月より新校舎の建設工事に着手いたしまして、令和８年６月に上棟、内外装工事等を進めておりました。

火災発生時点での工事工程といたしましては、当初計画より１か月程度先行して進捗している状況でございました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

当初の予定より１か月程度早く工事が進んでいたことは、理解をさせていただきました。現在は工事が止まっている状況でありますが、ここで写真１をお願いいたします。９月17日付で議会へ報告のあった火災が発生した屋上階の被害状況です。

写真２をお願いします。屋上階、パイプスペース、俗に言うハト小屋の被害状況です。

写真３をお願いします。校舎１階内部の写真です。

これらの写真のように、屋上を中心に火災による被害があり、１階内部においても消火活動による内装材の水ぬれが確認をできます。写真を閉じてください。

議会への報告文書では、軀体構造の損傷について第三者機関による調査診断を行い、その結果が出たとの報告がありましたが、その内容についての詳細をお伺いします。

まず、改めて、誰がどこに依頼し、実施したものか、お伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

今回の火害調査診断は、本市が第三者機関である一般財団法人日本建築総合試験所に依頼し、実施しました。なお、これに伴う費用は事業者に負担させます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

施工業者ではなく、本市が調査依頼したことは理解をさせていただきました。

客観性を持った第三者機関ということだと思いますが、日本建築総合試験所とはどういう機関なのか、お伺いをします。

○　山本秀明議長　建築技術監。

○　東　清隆都市デザイン部建築技術監　建築技術監の東です。

日本建築総合試験所は、1964年に設立された財団法人であり、設立当初から、建設省より耐火・防火性能試験の実施機関に指定され、また、多くの都道府県からコンクリート工法の研修や試験実施機関として指定されてきた公正中立な第三者機関として、建築等に関連した試験、研究、調査、診断、評価、判定等を行っている機関です。

また、今回実施した火害調査のベースとなる日本建築学会の「建物の火害診断および補修・補強方法指針・同解説」の策定に本法人も参画しており、火害調査に関する高い技術も有しています。以上のことから、市として今回の調査に本法人を選定したものです。

以上です。

○　山本秀明議長　松田議員。

○　24番　松田義人議員　ありがとうございます。

私もホームページで確認をさせていただきましたところ、吹田市をはじめ各所で大きな試験場を持つ非常にしっかりした法人だというふうに認識をさせていただきました。

では、その調査内容と調査結果が出ているとのことですので、その内容についてお伺いします。

○　山本秀明議長　建築技術監。

○　東　清隆都市デザイン部建築技術監　建築技術監の東です。

火害調査は、日本建築学会の「建物の火害診断および補修・補強方法指針・同解説」2024年版に従って実施されました。

まず、調査内容についてですが、８月４日に実施した予備調査では、火災発生状況、温度履歴、消火活動状況を整理し、１次調査及び２次調査を行う調査範囲及び調査方法を決定し、８月15日、８月17日、８月18日と３日間にかけて１次調査及び２次調査が行われました。

１次調査としては、目視観察、打音検査にてコンクリートのひび割れ、浮き、変形、爆裂、変色などの確認が実施され、２次調査としては、被害が顕著な部分と比較のため、無被害の部分について、合計31か所のリバウンドハンマーによるコンクリート反発度の測定や、合計12か所の軀体コンクリートのコア採取及び圧縮強度試験による強度の確認などの詳細調査試験が実施されました。最後に、以上の調査を基に構造部材ごとに火害等級を設定し、総合的

に被害判定がされたものです。

次に、調査結果についてですが、火害等級については、全５段階評価のうち、屋上のパラペット、ハト小屋の箇所が最も被害が大きく、コンクリートの強度低下も見られ、火害等級は３級、屋上の床スラブはコンクリートの強度低下が見られず、火害等級２級、ただし、一部表面コンクリートの爆裂が見られた部分は火害等級３級となっており、軀体への被害は屋上にとどまりました。

火害等級３級とは、構造耐力上の影響が少なく、軽微な補修で再使用可能、火害等級２級とは、構造耐力上の影響はないが表面劣化などの被害はあると定義されており、いずれにおいても構造耐力上の影響が少なく、補修により再使用が可能な判定となっております。

なお、１次調査の段階で鉄筋の露筋などは見受けられず、消火までの時間が比較的短いことから、内部の鉄筋まで被害が及ばないと評価されています。

以上です。

○　山本秀明議長　松田議員。

○　24番　松田義人議員　ありがとうございます。

ここで写真４をお願いします。これも９月17日付の議会への報告による調査状況の写真ということでございます。先ほどの御答弁にもあったリバウンドハンマーによるコンクリート反発度の測定検査の写真です。31か所で反発度の測定を行ったということでございます。次に、写真５をお願いします。屋上部で被害のあった箇所のコンクリートを採取している写真です。写真６をお願いします。採取されたコンクリートの強度を計測しているという写真です。強度試験については、被害のあった床スラブ、パラペット、ハト小屋等の12か所において行われたということでございます。

このように３日間にわたり詳細な調査が行われ、かなりしっかりとした調査が行われたという印象でございます。写真を閉じてください。

調査結果では、軀体への影響は少ないことが確認できたということですが、やはり、火災の影響を受けた箇所もあるとのことです。この調査結果を受け、本市としてどう対応していくのか、具体的な対応策をお伺いします。

○　山本秀明議長　建築技術監。

○　東　清隆都市デザイン部建築技術監　建築技術監の東です。

火災の影響を受けた箇所の対応として、火害等級３級と判定されたパラペット、ハト小屋の箇所については、構造耐力上主要な部分でなく、本指針でも補修での対応も可能ではある

ものの、事業者から撤去、再施工で対応したいとの申出もあり、撤去、再施工を行います。

火害等級２級または３級と判定された床スラブにおいては、コンクリートの強度低下がないという判定ですが、構造計算による再検証で安全性を確認の上、本指針に基づき、表面の欠損部分を補修材であるポリマーセメントモルタル等による補修を行います。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

日本建築学会の指針に基づく補修工事の内容ということですが、構造上本当に問題ないのかお伺いをします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

市として是正計画を確認した結果、問題ないと判断しており、加えまして、補修計画においても客観性を担保するため、日本建築総合試験所に補修計画の審査、施工の確認を依頼いたします。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

その補修を含め残りの工事を実施する必要がありますが、来年４月の開校が遅れるようなことにならないのか、本当に心配です。開校に間に合わせることができるのか、もし間に合うのであれば、どのようにして工事の遅れを取り戻そうと考えているのか、また、地域の方や保護者、児童生徒が安心できるよう再発防止策と安全管理をどのように徹底していくのかについてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

工事は、学校や地域の協力などにより、１か月ほど早く進むことができておりました。そのため、10月から工事を再開できれば、土曜及び祝日を作業日として稼働し、塗装工事、クロス張り等、騒音が少ない内装作業については21時まで作業を行うことで、令和９年４月の開校へ間に合わせることができると見込めていました。

しかしながら、工事の再開に当たり、火災の原因、今後の対応等について地元説明会を行い、理解を得た上で進めていく予定であることから、現時点では、工事再開は10月中旬を見

込んでおり、土曜及び祝日の作業や内装工事の21時までの作業に加え、事業者へは、最も工事のしわ寄せが懸念される外構業者等への配慮も求めています。

また、４月開校に向けては、備品搬入方法や関係機関の検査の調整等、詳細な協議が必要で、この部分が市が協力することも必要と考えています。

再発防止、安全面では、施工業者からは、元請業者の専任の安全管理担当者の増員配置、安全管理部門管理職による安全巡視及び当該現場所長より上級職による現場巡視等、今まで以上に安全管理に注視する旨報告を受けております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

開校に間に合わせようとすると、かなり詰めた工事が必要であることが分かりました。

無理にスケジュールを詰めることで安全管理がおろそかになることや施工品質にも問題が生じないよう、しっかりと事業者へ指導していただきたいと思います。

来年４月の開校ありきで無理な工事を進めるようなことは、絶対にあってはならないことです。加えて富秋学園の開校に伴い、閉校する幸小学校と池上小学校では、以前から閉校式が企画されており、企画に関わる卒業生等からも不安の声をお聞きしております。今回の火災事故による影響をお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

市としては、安全管理や品質管理のため、必要な期間を確保しながら、閉校式にも影響がないように、４月開校に向けて創意工夫をしてまいりますが、その状況や見通しについては、今後開催を予定している学校開校準備委員会や地域説明会で詳細に説明してまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

本市として軀体の調査を待って方向性を調整してきたことは理解をしますが、現状、地域に対しては火災の状況について直接説明がされておりません。工事の再開に向けては、地域に対する丁寧な説明が必須であると考えますが、本市としての見解をお伺いします。

○　**山本秀明議長**　教育部長。

○　**鍛治公哉教育次長兼教育部長**　教育部長の鍛冶です。

議員御指摘のとおり、地域や保護者の皆様に向けた丁寧な説明は必須であると認識しておりまして、現在、十分な周知期間を設けた上で、説明会を開催できるよう準備に取り組んでいるところです。

説明会では、今回の火災事故について改めておわびを申し上げた上で、火災事故の概要や原因をはじめ、第三者機関による被害調査状況の調査の診断結果、再発防止策及び安全管理体制、今後の工事再開に向けた工程などについて御説明をする予定としております。

つきましては、地域や保護者の皆様に御理解いただけるよう、事業者と共に丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

これまでのやり取りを通じて状況は分かりましたが、最後に意見、要望を述べさせていただきます。

まずは、冒頭申し上げましたが、この富秋学園の整備を含めた当該校区のまちづくり構想については、10年以上も前から地域の方々との協議、協力を得て進めてきた経過があります。新校舎の完成が近づく中で、地域の方々の期待も高まっていたところでございました。今後、地域や保護者の方々に対する説明会を予定しているということですので、くれぐれも丁寧な説明を行い、不安の解消に努めていただくよう要望させていただきます。

また、今回の件で現場の先生方や保護者の方からは、火災後の状況やその後の対応についての情報が遅く対応が十分ではなかった、不安な気持ちが続いたというような声も聞いております。特に現在の中学２年生の生徒さんたちが、開校が仮に１年遅れるようなことになれば、自分たちが富秋学園の１期生にはなれない、新しい校舎に通えない、とても心配しているという声を聞いております。

火災後の状況やその後の対応についての情報は、現場検証や第三者機関による調査などの結果が出ないと表に出せないというところもあったとは思いますけれども、今後は、学校現場においても十分な情報提供をお願いしたいというふうに思っております。また、今後の工事に当たっては、先ほども申し上げましたが、開校に間に合わせるために無理なスケジュールでずさんな工事にならないように、くれぐれも要望させていただきます。

次に、市内業者の活用に関わる点です。これまで市内業者の育成という観点から活用を求めてきましたが、今回の火災による一件で、やはり地元企業であれば、地元和泉市の子ども

が通う学校に傷をつけるようなわけにはいかないという意識が強く、市外の業者にはその意識が少ないというふうに感じました。そういった一面が今回の火災で見えたのではないかというふうに考えております。

また、今回のような不測の事態があった場合に、市内業者であれば、近隣住民への丁寧な説明、顔の見える関係で説明ができ、早期のリカバリーや不安解消にも関与できたのではないかというふうに思っております。

富秋中学校区では富秋学園の工事完了後、市営住宅の集約建て替え工事が始まります。この工事においては、今回の富秋学園の火災を教訓に、安全管理面に、より一層注意を払っていただくのは当然として、先ほど申し上げたとおり、現場に市内業者がいることの新たなメリットが認識できたと考えておりますので、たくさんの市内業者の活用につなげていただくよう要望しまして、この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

それでは、３点目、富秋中学校区とまちづくり構想についての②市営住宅等の整備等事業について質問させていただきます。

今回の質問は、市営住宅の入居者への対応に特化した部分について質問させていただきます。

令和８年第２回定例会都市環境委員会協議会において、和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建て替えほか、公共施設整備等事業の進捗状況について報告がありました。

その際、この事業を担う事業者は、代表企業、村本建設株式会社大阪支店のほか、構成企業として、設計工事監理を担当する株式会社市浦ハウジング＆プランニング大阪支店、株式会社坂倉建築研究所大阪支店、建設を担当する中林建設株式会社、大勝建設株式会社、入居者移転支援を担当する株式会社Ｌ．Ｂ．Ｃ総合事務所のグループであること、また、事業者決定後の取組状況及び取組内容について、令和８年８月頃に移転対象団地等への説明とありましたが、具体的な内容についてお伺いします。

○　山本秀明議長　建築技術監。

○　東　清隆都市デザイン部建築技術監　建築技術監の東です。

令和８年第２回定例会都市環境委員会協議会への報告以降の動きといたしましては、令和８年７月23日に富秋中学校区等まちづくり検討会議にて意見交換を行い、同年８月24日から29日にかけて、市と入居者移転支援を担当するＬ．Ｂ．Ｃ総合事務所と合同で、移転対象団地ごとに説明会を開催し、全６回で合計169名の方に参加していただきました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

市と入居者移転支援を担当するＬ．Ｂ．Ｃ総合事務所と合同で移転対象団地ごとに説明会を開催と御答弁をいただきましたが、Ｌ．Ｂ．Ｃ総合事務所の入居者移転支援の実績と、安心して任せられる業者であるのかについてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

Ｌ．Ｂ．Ｃ総合事務所は、八尾市営西郡住宅建て替え事業や豊中市営西谷住宅建て替え事業など、他市においても実績があり、近隣協議や入居者対応の経験がある企業であると聞いており、安心して移転支援業務を任せられるものと考えています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

次に、先ほど入居者向けの説明会に、延べ169名の方が参加されたとの御答弁がありましたが、移転対象団地ごとの状況についてお伺いをします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

各団地の開催日時、場所、参加者数ですが、８月24日月曜日、午前10時から丸笠団地集会所で13名が参加、同日午後２時から伯太団地集会所で11名が参加、８月25日火曜日、午後７時から旭第二団地集会所で29名が参加、８月27日木曜日、午前10時から幸団地集会所で33名が参加、同日午後２時から和泉第一団地集会所で62名が参加、また、説明会に参加できない方を対象に８月29日土曜日、午前10時から人権文化センター３階会議室で開催し、21名が参加されました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

移転対象団地ごとの状況については理解をさせていただきました。

今回の説明会は、平日の夜間や土曜日にも開催をいただいていますが、ほとんどが平日の昼間の開催であったため、子育て世帯などフルタイムで働いている方は参加しづらく、もう

少し、移転に不安を抱える子育て世帯などへの配慮が欲しかったと思っております。

このため、仕事や家庭の都合により、今回の説明会に参加できなかった入居者への対応について、今後どのように行っていくのかお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

今回の説明会に参加できなかった入居者への対応について、説明会開催前に入居者に対し、ポスティングにより資料配布をしております。また、説明会資料及び概要について市ホームページで公表するとともに、各団地における主な質問内容等を集約の上、確認できるようにする予定です。その上で、問合せがございましたら個別に対応いたします。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

今後説明会を開催する際には、多くの入居者が参加できるよう配慮していただきますようお願いをしておきます。

次に、説明会では、入居者からどのような質問が多かったのかについてお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

質問が多かった内容ですが、引っ越し移転料に関すること、入居に関すること、家賃減免に関すること、敷金に関すること、風呂の撤去に関することなどの質問がありました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

質問が多かった内容として、家賃減免に関することと御答弁されましたが、建て替え後の家賃及び高齢者世帯などに対する減免制度はどのようになるのか、お伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

建て替え後の家賃ですが、家賃は公営住宅法に基づき決定されます。基礎額に経過年数、利便性係数及び住戸の専用部の床面積に応じた係数を乗じ計算することから、建物が新しくなり、利便性が向上するため、家賃は現在より上昇をいたしますが、高齢者世帯などに対する減免制度を引き続き継続するとともに、急激に家賃が上昇しないよう激変緩和措置を講じ

てまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

高齢者世帯が多いことから、引き続き減免制度及び急激な家賃上昇に配慮した対応をしていただけるということで安心をしました。引き続き、入居者へ寄り添った対応をお願いします。

次に、質問が多かった内容として風呂の撤去に関することとの御答弁をいただきましたが、入居者が設置したお風呂の撤去について、市の見解をお示しください。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

まず、移転に関する費用として、引っ越し代や粗大ごみ等の処分費用として１世帯当たり20万円の移転補償料をお支払いいたします。その上で、入居者自身が設置した風呂などの個人の持ち物は個人の責任で処分していただき、原状回復していただく必要があります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

本市としての見解をお示しいただきました。

しかし、移転料20万円では引っ越し費用などは到底賄えないという声を多く聞いております。少しでも移転料を抑えるため、市で建物を解体するのであれば、お風呂の浴槽などを残したままでもよいことにすることで、入居者の負担を少なくするよう検討していただくことを要望しておきたいと思います。

次に、今後の移転スケジュール及び移転に関する悩みや相談の対応について、どのように考えているのかお伺いします。

○　**山本秀明議長**　建築技術監。

○　**東　清隆都市デザイン部建築技術監**　建築技術監の東です。

移転スケジュールについては、１次工区移転対象の方は令和11年１月から３月を予定し、２次工区移転対象の方は令和14年４月から６月を予定しています。

次に、移転に関する相談対応について、入居者移転支援を担当するＬ．Ｂ．Ｃ総合事務所が令和10年５月頃に移転支援事務所を開設します。その際、移転説明会の日程告知や、お悩み、

お困り事の聞き取りのため戸別訪問等を行い、引っ越しのあっせんやごみの処分方法など、移転への不安解消に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　松田議員。

○　**24番　松田義人議員**　ありがとうございます。

今回の説明会では移転に不安を抱える入居者が多く、初めての引っ越しで何から始めたらよいか分からないや、不用物の処分方法が分からないなど様々な意見があったと聞いております。今後説明会等を開催する際には、子育て世帯などフルタイムで働いている入居者にはきめ細やかに対応していただくとともに、入居者の中には、高齢者のほか障がい者や要介護支援者も多いため、それぞれのケアマネジャーさんとも良好な関係を築き、日常的に密な情報共有を行い、適切な支援に努めていただきますよう要望しておきます。

また、開催近日に訪問やニュースレターにて参加の呼びかけを行うなど、不参加を極力なくす工夫をしていただくとともに、それでも当日来場できない場合に備え、事前の資料配布や、身体状況等により参加が困難な場合には必要に応じて個別に説明するなど、不利益をこうむらないような対応をお願いします。

市営住宅の集約建て替え事業が円滑に進むよう、入居者の移転支援は担当するＬ．Ｂ．Ｃ総合事務所と綿密なる連携の上、可能な限り入居者に寄り添いながら取り組んでいただきますよう強く要望させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――

○　**山本秀明議長**　次に、議席番号14番・阿部　博議員。

（14番・阿部　博議員登壇）

○　**14番　阿部　博議員**　議席番号14番・公明党の阿部です。通告に従い、特別支援児保育の問題についてと、高齢者補聴器購入助成金の２件、質問させていただきます。

まず初めに、特別支援児保育の問題について質問させていただきます。

本市の保育園等においては、障がいや心身の発達に遅れ等があるため、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする子どもに対し、特別支援児保育を実施し、お１人お１人の状況に応じた支援が行われています。

しかし、保育園に入所した後、保護者の転勤や住宅事情などにより他市へ転出する場合、年度途中であっても退園を余儀なくされるケースがあります。転入先では、改めて認定や加

配の審査を受ける必要があり、すぐに受入先が決まらない場合や、これまでと同様の支援を受けられない場合もあります。

障がい児支援は、子どもの成長や発達に応じて継続的に行われることが重要です。しかし、保育園における障がい児に対する支援内容や認定方法、受入れ体制は自治体ごとに異なるため、転居しただけで支援内容が変わったり、一時的に支援が途切れたりすることがあります。子どもにとっては、なれ親しんだ保育環境や先生と離れることに加え、支援まで中断されることは、心理面や発達面への影響も懸念されます。

国は、障がい児支援において切れ目のない支援や関係機関の連携の重要性を示しており、転出転入時に関係部署で連携して支援が途切れないよう配慮する取組が進められていますが、一方で、保育園における障がい児に対する支援内容や認定方法、また、民間園に対する補助制度そのものについては自治体ごとに差があり、制度の統一には至っていないのが現状です。

ここで質問させていただきます。

本市の特別支援児保育による支援内容や認定方法についてお示しください。

以降の質問は質問席にて行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○　山本秀明議長　こども・健康部長。

○　尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

特別支援児保育の支援内容については、子どもが主体的に活動し、子ども同士が十分に関わり、相互理解を深められる環境づくりを行い、子どもの発達状況に合わせて加配職員を子ども１人または２人に対して１人を配置し、支援を行っております。

次に、特別支援児童に対する保育士等の加配区分の認定は、和泉市特別支援児保育実施要綱に基づき保育士、心理士等が面談を行い、特別支援児保育審査会による審査を経て実施しております。

以上です。

○　山本秀明議長　阿部議員。

○　14番　阿部　博議員　ありがとうございます。

次に、特別支援児が年度途中で他市へ転出する場合、本市ではどのような対応を行っているのか。また、これまでに支援の継続が課題となった事例はあるのか、お伺いします。

○　山本秀明議長　こども・健康部長。

○　尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

特別支援児に限らず、年度途中に他の自治体に転出される全ての園児については、転出先

の自治体で改めて保育園の入所申込みが必要で、入所を希望する施設として、転出先の自治体にある保育園か、広域入所として引き続き転出前の保育園のいずれかを選択することが可能です。

本市でも多くの広域入所の受入れを行っておりますが、特別支援児の広域入所については、自治体ごとで支援内容や認定方法が異なり、また、受入れに関する補助制度が整っていないため、受入れしていない現状でございます。

支援の継続が課題となった事例といたしましては、年度途中に他市に転出を予定している特別支援児が転出先の自治体で入所先が決定するまで時間を要した事例がございました。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

事例にてお示しいただきましたが、自治体ごとに加配制度や認定基準が異なることで、特別支援児が転出した場合は、引き続き保育ができなくなり、転出先での保育施設を見つけることが困難な状況になることもあり、子どもの支援が途切れる可能性があります。

それでは、子どもの最善の利益を守る観点から、本市として、転出先自治体への情報提供や支援の引継ぎについて、どのような取組を行っているのかお伺いします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

情報提供や支援の引継ぎにつきましては、個人情報保護の観点から、保護者の同意をいただくことで転出先自治体等の関係機関と丁寧に情報を共有し、連携を図っております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

制度が異なることにより、子どもや保護者が不利益を受けることがあってはなりません。子どもに責任はなく、自治体が変わっただけで支援が変わることは、子どもの成長や発達に大きな影響を与える可能性があります。

本市として、大阪府や国に対し、加配制度や特別支援児の認定基準の標準化、あるいは自治体間で支援内容を円滑に引き継げる仕組みの構築を要望するべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

特別支援児の支援については、自治体ごとに加配や特別支援児の認定基準等が異なるため、住所変更があった際に支援内容が変わる可能性があり、重要な課題であると認識しております。支援が途切れることなく、より円滑に引き継がれる仕組みの構築に向けて、国や大阪府に積極的に働きかけてまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

それでは、最後に要望させていただきます。

特別支援児で最も大切なのは、制度の都合ではなく、子どもの最善の利益です。

転居は保護者の事情であっても、子どもにとっては生活環境や人間関係が大きく変わる出来事です。その上、支援まで途切れてしまえば、子どもや保護者の不安は計り知れません。加配制度や認定方法の違いによって支援が左右されることのないよう、本市においては、転出転入時の丁寧な引継ぎに努めるとともに、国、大阪府に対して制度の標準化や支援の継続性を確保する仕組みの構築を積極的に働きかけていただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

それでは、次の２件目の質問をさせていただきます。

高齢者補聴器購入助成金についてです。

質問させていただきます。本市におきましては、聴覚障がいのある方への支援として、身体障害者手帳を所持している方を対象に、補聴器の支給が実施されております。また、18歳未満の方については、身体障害者手帳を所持していない場合であっても、一定の要件の下、購入費用の一部を交付する制度が整備されており、早期の聴覚支援という観点から大変重要な施策であると認識しております。

まずは、改めて本市における補聴器に関する現行制度の概要と、これまでの利用実績についてお伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

補聴器につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象となっており、聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、補聴器が必要と認められる方に対し支給を行っております。利用者負担につきましては、所得に応じて負担上限額が設

定されておりますが、原則１割負担です。

また、申請者において、満18歳未満であり、身体障害者手帳の交付要件に満たない両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満の軽度の難聴児に対しても、言語の習得やコミュニケーション能力の向上、学習機会の確保を図ることを目的に、補聴器の購入費用の一部を交付しております。

交付額は、附属品を含む５万9,254円を上限に、上限額と実購入額の低いほうの額の３分の２を交付してございます。

利用実績でございますが、まず、補装具費支給制度に基づく直近３か年の支給実績は、令和５年度は対象者122名で約600万円、令和６年度は対象者70名で約360万円、令和７年度は対象者78名で約350万円です。

次に、軽度の難聴児に対する補聴器購入に係る直近３か年の交付実績は、令和５年度は対象者４名で約30万円、令和６年度は対象者５名で約13万円、令和７年度は対象者７名で約36万円です。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

一般社団法人日本補聴器工業会の最新のジャパントラック2025調査によれば、日本の補聴器所有率は難聴者全体の15.6％にとどまっています。一方、欧米諸国では、イギリスが40％を超え、ドイツやフランスでも30％台となっており、日本は依然として低い水準にあります。

難聴は、高齢者の生活の質の低下だけではなく、会話機会の減少による社会的孤立やうつ状態を招く要因となり、近年では、認知症発症リスクの関連についても国内外で多くの研究報告がなされています。

国においても、認知症施策を推進する上で難聴への早期対応や補聴器の活用の重要性が指摘されています。

そこで、障害者手帳の交付基準に満たない者の言葉が聞き取りにくい軽度、中等度の難聴の方が補聴器を活用することについて、市の見解をお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

軽度、中等度の難聴の高齢者が補聴器を活用することにつきましては、認知症予防やフレイル予防の観点から全国的にも関心が高まっています。

本市においては、介護予防事業や地域活動の場において、早期の受診や適切な補聴器の活用について啓発しているほか、地域包括支援センターにおいて聴覚機能の低下に関する相談に対応しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

補聴器は決して安価なものではなく、経済的な理由から購入をためらう高齢者も少なくありません。そのため、全国的には高齢者の補聴器購入費助成制度を導入する自治体も徐々に増えてきております。

そこで、高齢者への補聴器購入費助成制度について、大阪府内の実施状況を教えてください。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

令和８年度において、高齢者の補聴器購入費助成を実施している府内自治体は26団体で、その概要については、おおむね65歳以上の住民税非課税世帯を対象に、助成上限額を設定の上、購入費の一部を助成しています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

大阪府内における高齢者への補聴器購入費助成制度の実施状況については分かりましたが、もう少し詳細を知りたいので、この泉州地域における実施状況をお教えください。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

泉州地域における高齢者の補聴器購入費助成制度の実施状況につきましては、和泉市、堺市、阪南市を除く６市４町で実施しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　阿部議員。

○　**14番　阿部　博議員**　ありがとうございます。

今の御答弁で、近隣市では、おおむね高齢者に対する補聴器購入費助成を行っていることが分かりました。

先進事例として泉佐野市の助成制度を御紹介します。

泉佐野市では、65歳以上の住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を対象に、耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認められた方に対し、補聴器購入費の２分の１を助成する制度を実施しております。

予算額は301万円で、助成実績としては、令和６年度は39件で187万2,700円、令和７年度も同じく39件で186万6,992円を助成しており、今後においては課税世帯への対象拡大についても前向きに検討するとのことです。

補聴器の購入助成については、医師の判断を要件とすることで、真に必要とする方へ適切な支援を行うことが可能であり、また、認知症予防や健康寿命の延伸、さらには社会参加の促進にも資するものと考えますことから、高齢者が経済的な理由によって必要な補聴器の装用を諦めることがないよう支援することが必要ではないでしょうか。

高齢化の進展により、今後ますます介護予防の観点に基づく取組が重要となることを踏まえますと、本市においても、高齢者への補聴器購入費の助成制度を創設することが必要であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○　山本秀明議長　福祉部長。

○　佐々木　敦福祉部長　福祉部長の佐々木でございます。

補聴器につきましては、介護予防の観点から活用の重要性が高まっているものと認識しておりますので、まずは補聴器購入費助成の効果や課題等について整理してまいります。その上で、今後、介護予防を推進するための取組を検討する中で、補聴器購入費助成の導入につきましても検討してまいります。

以上です。

○　山本秀明議長　阿部議員。

○　14番　阿部　博議員　御丁寧な御答弁いただき、誠にありがとうございました。

また、高齢者補聴器購入費助成制度の導入について前向きに御検討いただけるとの御答弁を賜り、心より感謝申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――――

○　山本秀明議長　次に、議席番号13番・大坪　靖議員。

（13番・大坪　靖議員登壇）

○　13番　大坪　靖議員　議席番号13番・公明党、大坪でございます。通告に従いまして一般

質問をさせていただきます。

私からは２点、１点目は、豪雨災害から市民の命を守るための事前防災について、２点目は、消防団への熱中症対策についてでございます。

近年、全国各地で、これまでの経験や想定を超える集中豪雨や線状降水帯による大雨が発生し、河川の氾濫、内水氾濫、土砂災害などによって甚大な被害が発生しております。

まずは、本年８月に発生した千葉県を中心とする記録的な豪雨災害によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表します。また、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

この地域ではこれまで大きな被害がなかったから大丈夫という考え方では、もはや市民の命を守ることはできない時代になっていると感じております。

私は、豪雨災害対策において最も重要なのは、災害が起きてから対応するのではなく、災害が起きる前にどれだけ先回りして備えるかということだと考えております。

本市におかれましても、洪水・内水ハザードマップの作成、河川や水路の整備、避難所の開設、防災情報の発信、地域避難計画の作成など、様々な対策を講じていただいております。

一方で、本市の内水対策では、下水道の雨水管を１時間48ミリの計画降雨を基準として整備されておりますが、それを超える雨、つまり１時間50ミリ以上の雨が降ると内水氾濫が発生する可能性があるとされております。

現に、このたびの千葉豪雨におきまして一番被害が大きかった千葉市の最多時間雨量は、１時間に115ミリと想定をはるかに超える雨が短時間で降り、本市でも同じことが起きる可能性はゼロではないと言えます。

そこで、今回は対策をしていますかという確認だけではなく、どこをどのように、いつまでに対策するのかというところまで、いわゆる事前防災について具体的にお伺いしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、本市の豪雨災害に対する基本的な認識についてお伺いいたします。

近年の豪雨災害は激甚化・頻発化しており、短時間に非常に強い雨が降ることで、河川の氾濫だけではなく、道路の冠水、内水氾濫、土砂災害などが同時に発生する可能性があります。

そこで、各地の豪雨災害状況を見たときに、本市としてこれまでの対策で十分対応できると考えておられるのか、まず市の考えをお聞かせください。

なお、これ以降の質問は質問席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

現在、本市では、豪雨災害への対策といたしまして、日頃から気象庁をはじめ関係機関と密に連携し、早期に気象に関する情報を得ることによりまして対策を行っておりますが、引き続き、豪雨災害対策へのさらなる強化が必要と認識しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　平時から様々な対策をしていただいておられますが、今後、さらなる対策の強化が必要との御見解を確認させていただきました。

それでは、次に、内水氾濫や道路冠水についてお伺いをいたします。

本市の内水ハザードマップでは、短時間の大雨によって排水能力を超えた場合に発生する内水氾濫について、その浸水想定を示しておられます。しかし、近年は局地的に非常に強い雨が短時間で降るため、ハード整備だけで全ての浸水を防ぐことは難しいと考えます。

そこで、本市では現在どのような対策を実施しているのでしょうか、お聞かせください。

○　**山本秀明議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

下水道における浸水対策の基本的考え方は、浸水被害があった際に原因を的確に把握し、水路等の既存施設の活用を図りながら、計画降雨に応じた雨水管整備を行うものとしております。そのほか、都市計画道路の整備に合わせて、効率的に雨水管整備を進めております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年計画降雨を超えるような豪雨が頻発化しており、浸水対策に対するハード整備では十分と言えないことから、ソフト対策として、浸水リスクを市民が事前に把握し、迅速な避難や日頃の防災に役立てることを目的に内水ハザードマップを作成、公表しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　私は、今後の豪雨対策では、浸水してから対応するのではなく、浸水する前に危険を把握して対応することが最も重要だと考えます。そういう観点からも、事前に市民に把握してもらうため内水ハザードマップを作成、また公表していただいていることは、事前対策として評価できるかと思います。

一方、全国各地で、これまでの予測を超えるような豪雨災害が頻発化しておりますが、こ

の内水ハザードマップは、そのような豪雨を想定して作成しておられるのか、また、過去の浸水実績や冠水危険箇所等は考慮されているのかをお伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

内水ハザードマップは、短時間に集中する豪雨を想定し、国の基準に基づき、１時間当たり147ミリという考えられ得る最大の集中豪雨、想定最大規模降雨量で作成したものであり、過去の浸水実績についても考慮しております。また、冠水危険箇所であるアンダーパスについても表示しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　本市の内水ハザードマップは、考えられ得る最大規模の集中豪雨が発生した場合を想定し、作成されたものであると確認をさせていただきました。

それでは、次に、アンダーパスについてお伺いをいたします。

アンダーパスは道路や鉄道などの下を通るため、周辺より道路面が低くなっており、短時間の豪雨によって雨水が集中すると急激に冠水する危険があります。特に、自動車で侵入した場合、外から冠水状況が分かりにくく、車両の立ち往生や水没など重大な事故につながる可能性があります。

そこでまず確認をいたします。

現在、和泉市内には自動車が進入し、冠水リスクが懸念されるアンダーパスは何か所ございますか。

○　**山本秀明議長**　都市デザイン部長。

○　**前田正和都市デザイン部長**　都市デザイン部長の前田です。

和泉市内には、自動車が進入し、地下部分の冠水による水没などが懸念されるアンダーパスとして、池上町の都市計画道路池上下宮線と、府中町の国道480号の２か所があります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ありがとうございます。

アンダーパスは、冠水してから通行止めにするのでは遅く、冠水する前に進入させないことが最も大切です。市内で冠水リスクが懸念されるアンダーパス２か所について、道路の管理者である大阪府はどのような対策を行っておりますか。また、冠水する前にドライバーに

伝えていく方法はないのかお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　都市デザイン部長。

○　**前田正和都市デザイン部長**　都市デザイン部長の前田です。

大阪府に確認したところ、当該２か所のアンダーパスには、入り口付近に電光の情報板が設置されており、たまっている水量によって、通行注意や、時には自動的に通行止めの表示がなされることになっており、同時にその情報は土木事務所へ通知されるため、これを基に現地で必要な対応を行うと聞いております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ありがとうございます。

電光掲示板でドライバーに知らせるとのことで理解しました。

仮に停電となった場合は、恐らく非常用電源が作動されると認識しておりますが、そこは本当に一番大事なところになると思いますので、定期的な点検を府のほうにも行っていただくよう求めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、令和８年５月29日から運用が始まりました新しい防災気象情報についてお伺いをいたします。

このたび、防災気象情報が避難行動に対応した５段階の警戒レベルと、より整合する形に見直しがされました。情報名称にも警戒レベルの数字が表示されるなど、市民が避難の判断をしやすくすることが目的とされております。

そこでお伺いいたします。

この新しい防災気象情報の運用開始を受け、本市では、庁内の災害対応体制や避難情報の発令、また、避難所開設等について具体的に何を変更されたのでしょうか、お聞かせください。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

まず、今回の気象情報で大きな変更があったものといたしましては、新たに土砂災害の項目が追加されました。また、基準の見直しに伴いまして、災害発生時における避難所開設基準やマニュアル等の見直しを行いました。具体的には、土砂災害の項目が追加されたことにより、雨の降り方によりましては、レベル２の土砂災害注意情報から、レベル３の土砂災害警報を介さずに、レベル４の土砂災害危険警報が発表される可能性がありますことから、レ

ベル２の土砂災害注意報が発表されれば、気象庁と連絡を取りまして、今後の予想雨量等を確認した後、状況に合わせまして事前配備体制を取り、突発的にレベル４土砂災害危険警報が発表されても迅速に避難所を開設できるよう対策を行っておるところです。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ありがとうございます。

それでは次に、市民に避難してもらうための対策についてお伺いいたします。

私は、ここが豪雨災害対策で非常に重要だと考えております。行政が避難情報を発令しても市民が避難しなければ、命を守ることにはつながりません。逆に、夜間に大雨が予想される場合、雨が強くなってから避難を呼びかけると道路の冠水などによって、かえって危険になる可能性があります。

そこで、本市として、危険が高まってから避難を呼びかけるのではなく、危険が高まる前に避難を開始していただく予防的な避難をどのように進めていくのかお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

現在本市では、市民が安全に避難できる時間帯やタイミングを考慮し、事前配備体制を構築し、避難所を開設しております。加えまして、町会・自治会等に対しまして、一時避難場所となる町会館等を地域活動拠点として登録していただきまして、毛布や食料、ブルーシート対応しております。これにより、町会・自治会等の判断で、一時的な自主避難場所として安全を確保していただいております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ありがとうございます。

地域によっては自宅から指定避難所まで遠くてたどり着けないことも想定されます。そういった観点からも、最寄りの町会・自治会の会館や、また集会所が一時避難場所になれば、市民にとっての安心・安全が一定確保できると思います。

それでは、お伺いいたしますが、この地域活動拠点は、各町会・自治会が市に申請すれば登録していただけるんでしょうか。また、現在市内における町会・自治会の総数に対し、どれだけ登録されているのでしょうか、お聞かせください。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　堀　勇樹危機管理部長　危機管理部長の堀です。

地域活動拠点は、町会・自治会等から申請がございましたら、拠点の位置、建物の構造等を確認いたしまして、避難に影響がなければ許可登録しております。また、登録数につきましては、町会連合会未加入団体も含めまして、令和８年８月末現在、106か所の登録となっております。

以上です。

○　山本秀明議長　大坪議員。

○　13番　大坪　靖議員　ありがとうございます。

現在、本市の町会・自治会は198団体あると伺っておりますが、そのうちの半数以上の登録があることが分かりました。逆に言えば、まだ登録されていない団体の中には、この仕組みを認識されていないところもあるかもしれませんので、改めて啓発推進していただきますよう要望させていただきます。

それでは、次に、地域避難計画についてお伺いいたします。

本市では、令和５年度から洪水、土砂、内水などのハザードマップを活用し、地域に特化した地域避難計画を作成しており、令和８年度中に全中学校区での作成をめざしていると伺っております。また、地域ごとに、いつ、どこへどのように避難するのかを定める地域タイムラインも作成されています。これは非常に重要な取組であると評価しております。

一方で、計画を作成して配布するだけではなく、実際にその計画どおりに避難できるのかを検証することが重要です。

そこでお伺いいたします。

地域避難計画を実際の避難訓練につなげ、実効性を検証する取組を進める考えはありますでしょうか。

○　山本秀明議長　危機管理部長。

○　堀　勇樹危機管理部長　危機管理部長の堀です。

地域避難計画の策定につきましては、地域タイムラインも含めまして、危険箇所の抽出なども行いながら、地域の方々と一緒に作成しております。また、今年度で全ての中学校区で完了する予定でございます。

作成いたしました地域避難計画につきましては、今後、出前講座や町会・自治会等で行います防災訓練などで活用いただくよう周知してまいります。また、作成した翌年度に当該中学校区に対しまして、有識者を招きましてのフォローアップ研修を実施しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次に、高齢者や障がいのある方など、お１人での避難が難しい方への対策についてお伺いをいたします。

豪雨災害では、避難する時間が非常に重要です。

そこで、本市では、避難行動要支援者について、個別避難計画、本市では個別支援計画という名称であるとお聞きしておりますが、その作成をどのように進めておられるのでしょうか、お聞かせください。

○　**山本秀明議長**　福祉部長。

○　**佐々木　敦福祉部長**　福祉部長の佐々木です。

個別支援計画は、避難行動要支援者支援事業の対象者のうち、地域の支援者に自身の情報を提供することに同意された方を対象に、災害発生時の避難を円滑に行うために必要な情報等を掲載した、一人一人の状況に合わせて作成する避難計画で、現在1,338名の計画を作成しています。

個別支援計画には、氏名、住所、生年月日といった基本情報のほか、身体の状況や必要な避難支援の内容、近隣の支援者等について記載しておりますが、要支援者から提供される情報が不十分であったり、また、近隣の支援者を見つけることができていないなど、内容が十分でない計画が多数見受けられる状況です。

そのため、市といたしましても、内容更新のため、現況確認などを通じ、計画の充実に向け取り組んでいるところですが、今後におきましても内容の充実に努めてまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　個別避難計画については、計画を作成したかではなく、実際にその方を誰が避難させるのかが重要だと考えます。例えば、誰が迎えに行くのか、どこへ避難するのか、夜間でも対応できるのか、支援者自身が被災した場合はどうするのかまで具体的に決めておく必要があります。

先ほどの御答弁で、近隣の支援者を見つけることができていない方もいらっしゃると言われておりましたので、今後、より一層中身の充実に努めていただきますよう要望をさせていただきます。

それでは、次に、市民一人一人の避難行動についてお伺いいたします。

豪雨災害では、まだ大丈夫だろう、もう少し様子を見ようという判断が避難の遅れ、状況によっては命取りにつながることがあります。

そこで私は、市民一人一人がこの情報が出たら自分は避難するという基準を平時から決めておくことが重要だと考えます。例えば、高齢者等避難が発令されたら避難を開始する。夜間に大雨が予想される場合は明るいうちに避難する。河川や水路が危険な状態になる前に避難するなどです。

そこで、本市として、地域タイムラインの取組をさらに発展させ、市民一人一人が自分自身のマイタイムラインを作成する取組を全市的に進める考えについてお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

本市では、地域避難計画作成時やそのフォローアップ研修、市ホームページ、出前講座などでマイタイムラインの作成を促すほか、配布しております防災ガイドマップを活用して、避難の必要性やタイミング等につきまして幅広く周知しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　ありがとうございます。

ここまでいろいろ質問をさせていただきました。私は、今後の防災行政には具体的な目標が必要だと考えております。例えば、豪雨危険箇所の把握数、冠水危険箇所への監視整備の設置数、アンダーパスの安全点検実施率、地域避難計画の策定率、避難訓練の実施地区数、マイタイムラインの作成数などです。

最後の質問になりますが、本市としまして、豪雨災害対策について具体的な数値目標やＫＰＩを設定し、毎年度、その進捗を市民に公表する防災対策の見える化を進める考えはありますか、お聞かせください。

○　**山本秀明議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

防災対策につきましては、一定の目標値は設定されておりますが、今後大阪府の防災計画の改定に基づきまして、和泉市地域防災計画も改定を行い、防災対策の見える化についても検討してまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　今後、防災対策の見える化についても検討していただけるということで、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

最後に意見を述べさせていただきます。

近年、全国各地で発生している豪雨災害の報道を見るたびに、私は和泉市で同じような災害が発生したらどうなるのかということを考えます。災害はいつ起こるか分かりません。そして、災害が発生してから、もっと早く対策しておけばよかった、もっと早く避難を呼びかけておけばよかったということだけは絶対に避けなければなりません。だからこそ、今、災害が起きていない平時にできる限りの備えをしていくことが重要です。

本市では、地域避難計画について、令和８年度までに全中学校区での作成をめざしておられます。そこでは、地域ごとに、いつ、どこへどのように避難するのかを定める地域タイムラインも作成されています。私は、この取組をさらにもう一歩進めていただきたいと思います。計画をつくったで終わるのでは当然ないとは思いますが、その計画によって本当に市民の命を守れるのか、そこまで検証していただきたいと思います。

また、本年５月29日からは、新しい防災気象情報の運用も始まりました。警戒レベルとの対応がより分かりやすくなった今だからこそ、行政から市民へ情報を届けるだけではなく、この情報が出たら私はこう行動するというところまで市民の皆様に理解していただくことが大切です。

そして、アンダーパスについても、全国各地で冠水による事故が発生していることを考えれば、冠水してから通行止めにするのではなく、冠水する前に危険を知らせ、進入させないという考え方を徹底していただきたいと思います。

豪雨災害を完全になくすことはできません。しかし、災害が起きても命を失わないまちをつくることはできるはずです。そのためには、危険箇所を把握する、監視する、早く情報を伝える、早く避難する、状況によっては在宅避難する、支援が必要な方を地域で支える、そして行政、地域、市民が一体となって備える、こうした取組を積み重ねていくことが必要です。

私は、和泉市が災害が起きてから対応するまちではなく、災害が起きる前に市民の命を守る行動を始めるまちとなることを強く願っております。そして、市民の皆様が和泉市に住んでいてよかった、災害が起きてもこのまちなら安心だと思っていただける防災・減災対策を今後さらに進めていただくことを強く要望いたしまして、１問目の質問を終わります。

続きまして、２問目の質問でございます。

消防団への熱中症対策について、地域の防災力を支える消防団員における夏の熱中症対策について質問をさせていただきます。

近年、我が国における猛暑は完全に常態化しており、最高気温が35度を超える猛暑日、さらには40度に迫る酷暑日が連日のように記録されております。熱中症警戒アラートが発令され、市民に対しても不要不急の外出を控えるなど、強い注意喚起がなされる状況となっております。

しかし、このような災害級の暑さの中にあっても、決して活動を止めることができない組織があります。それが市民の生命、財産を災害から守るため、日夜献身的な活動を続けておられる消防団の皆様です。

消防団の皆様は、ふだんはそれぞれの仕事や生活を営みながら、災害が発生した際には現場へ駆けつけるとともに、平時においても水利点検、器具の点検、防火・防災の見回り、地域の防災訓練等、様々な活動に取り組んでおられます。特に夏場の屋外活動では、炎天下での作業や訓練など体への負担が大きく、熱中症のリスクも高まります。

本市消防本部におかれましては、これまでも大塚製薬株式会社と連携した熱中症対策動画の公開など、熱中症予防について積極的に取り組まれていることは十分承知しておりますし、その取組内容についても評価しております。

また、消防団におきましても、長年にわたり地域の実情を踏まえ、安全に活動するための様々な取組を積み重ねてこられたものと認識をしております。

その上で、近年のこれまでにない暑さを考えますと、これまでの対策に加え、消防団の皆様がより安全に活動できる環境を整えていくことについて、改めて考える必要があるのではないでしょうか。

そこで、まずお伺いいたします。

近年の本市消防団員の熱中症の発生状況、また、現場活動や訓練中の体調不良など、いわゆるヒヤリ・ハット事例について、消防本部としてどのように把握されておられるのか、お聞かせください。

○　山本秀明議長　消防長。

○　式森一彦消防長　消防長の式森です。

本市消防団における熱中症の発生状況は、訓練中における気分不良は数件ありますが、直ちに医療機関への搬送が必要となるような重篤な熱中症の事案はございません。

熱中症だけでなく、消防団員が災害活動中や訓練中において体調不良や負傷等があれば、各分団長を通じて消防本部へ報告が入るようになっておりますが、少し休息を取って回復したような場合は報告がないこともございます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　分かりました。

それでは、次に、消防本部として消防団に対しどのような熱中症対策や注意喚起を行っているのかお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　消防長。

○　**式森一彦消防長**　消防長の式森です。

熱中症対策として、夏季の訓練を実施する際には、消防団に対し、事前に熱中症予防に関する注意喚起をしております。

具体的な対策については、活動時間を調整し、猛暑の時間帯を避け、早朝や夕方以降の涼しい時間帯での訓練実施を推奨しております。次に、休息時間の徹底となります。災害活動訓練中に計画的な休息時間の確保を促しております。次に、水分・塩分補給の推奨となります。経口補水液や塩分タブレットの備蓄を推奨し、訓練及び災害時に必要に応じて供給できる体制を整えております。最後に、熱中症者が発生した場合、速やかに対応を行うため、熱中症対応フローチャートを作成し、周知しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　分かりました。ありがとうございます。

それでは、現在の熱中症対策について具体的に挙げていただきました中で、活動時間の調整についてお尋ねをいたします。

猛暑の時間帯を避け、涼しい時間帯での実施を推奨しているとお聞きいたしました。しかし、去る８月23日、大阪府消防協会の泉北地区支部が主催する消防総合訓練が午前９時から開催され、私も消防団の一員として参加させていただきました。全体で２時間ほどの訓練でしたが、汗びっしょりとなり、閉会式では、炎天下の中での正立で団員さんが倒れる事故が発生いたしました。幸いすぐに回復されたとの報告を聞き安心いたしましたが、当日の天候は晴れ、午前中とはいえ既に30度は余裕で超えていたかと思われます。訓練の合間にはドリンクの配給、また、テントには扇風機やミスト噴霧器など対策は十分図られていたかとは思

いますが、そもそもこの時期にやる必要があるのかと思ってしまいました。

この消防総合訓練は毎年夏場に開催されており、和泉市で主催しているものではないので、本市だけでは決められないことは重々承知しておりますが、開催時期や時間の短縮、また、開催場所の変更等は検討できないものでしょうか、お伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　消防長。

○　**式森一彦消防長**　消防長の式森です。

近年、温暖化に伴う気温の上昇により消防団員の熱中症が危惧されることから、消防総合訓練につきましては、今後、消防団員の熱中症対策を踏まえた開催内容について検討していただくよう泉北地区支部の消防団長会議へ提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　次に、この訓練に参加して感じたことについてもう１点質問をさせていただきます。

訓練では、長年決められた制服を着用いたしますが、その制服が長袖シャツで生地も相当分厚いために風通しも悪く、体に熱をためやすいことも熱中症の要因につながるのではないかと感じました。

消防団員の熱中症対策の一つとして、制服を半袖ないしは薄い生地へ変更することについて、消防団の現場の御意見をお聞きしていただき、検討をしていただけないでしょうか。

○　**山本秀明議長**　消防長。

○　**式森一彦消防長**　消防長の式森です。

これまで、制服の長袖シャツの変更については、各団員から要望等はなく、本市消防団の会議内での検討には至っておりません。また、服制に関しましては和泉市消防団に関する規則で定めており、制服の着用については、式典、辞令交付等のような正式な場で着用するため、年間を通じて着用する頻度は限られております。そのため、制服を半袖または薄い生地への変更については、消防団の御意見をお聞きしながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　消防団現場の御意見をお聞きしていただき、御検討いただきますようお願いを申し上げます。

次に、現在の災害級の酷暑を踏まえ、これまでの熱中症対策に加えて、空調服等の装備面を含めたさらなる対策について、消防本部としてどのような課題、また必要性を認識されているのかお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　消防長。

○　**式森一彦消防長**　消防長の式森です。

消防本部としましては、近年の酷暑が常態化する中で、従来の運用面での対策だけでは、消防団員の皆様の身体的負担の軽減に限界があることを認識しております。装備面を含めた対策につきましては、費用面、安全面においての課題があり、導入に際しては、災害現場活動で使用できるかが第一の判断基準になると考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　大坪議員。

○　**13番　大坪　靖議員**　分かりました。ありがとうございます。

消防団の現場の御意見もあると思いますし、消防本部だけでは決められないことも少なからずあるかと思いますので、質問はここまでとさせていただきます。

最後に、意見を述べさせていただきます。

消防団は、地域防災力の中核を担うかけがえのない存在でございます。団員の皆様は、それぞれお仕事や御家庭を持ちながらも、いざ災害が発生すれば、自らの安全も顧みず、地域住民の生命と財産を守るため、献身的に御尽力いただいております。その活動を将来にわたって持続していくためには、団員の皆様が安心して活動できる環境を整えることが行政の重要な責務であると認識をしております。

近年、夏の猛暑は厳しさを増しており、従来の運用面での対策に加え、暑さそのものによる体への負担を軽減するための装備についても積極的に検討すべき段階にあるのではないかと考えます。その一つがファン付ウエア、いわゆる空調服でございます。現在、全国の自治体において、消防団員の熱中症対策として空調服を導入する事例が増加しており、本市としても参考になりそうな事例が幾つかございます。

ここで３つの事例を御紹介させていただきます。

まず１点目、大阪府交野市の事例です。交野市では、消防職員だけではなく、全国に先駆けて、全消防団員を対象とした空調服の導入、貸与が行われております。次に、２点目として愛知県名古屋市の事例です。名古屋市では、空調服等の着用要領を定め、各消防団が地域の実情に応じて空調服などを活用できる仕組みを確立されております。そして、最後に３点

目、山梨県富士吉田市の事例です。富士吉田市では、財政負担を抑えつつ最大の効果を発揮するため、全団員への個人対応ではなく、本団や各分団の詰所に空調ベストを配備し、その日に活動する団員が交代で使用できる拠点配備方式を採用しております。

これらの事例から、導入方法も一様ではなく、全団員への一斉支給に限らず、地域の実情や活動内容、予算、そして安全面などを総合的に勘案し、段階的な導入も十分に可能であると理解できます。

もちろん、空調服の特性上、火災現場における使用には安全上の留意点があることは十分に承知しております。外気を取り込む構造のため、火災現場のような環境下での使用には細心の注意が必要であり、全ての消防団活動に万能ではないことも認識をしております。

しかしながら、水利点検や資機材の点検、地域での防火・防災広報活動、そして訓練など、直接火災現場に臨む以外の活動におきましては、熱中症対策としてその活用を検討できる場面が多々あるのではないでしょうか。

私は、今年の夏祭りで、熱中症で意識を失いかけた方を介護する状況を経験いたしました。その方は知り合いの方で、いつも元気に活動されている方なんですが、急に体調が悪くなり、救急車が到着するまで氷などで体を冷やし、病院で点滴などの治療を受け、無事に即日退院できましたが、後で本人さんに聞いたところ、救急搬送中の血圧が上が70台まで低下、一歩間違えれば重篤化するところだったそうです。まさに一瞬で重度の意識障害になるおそれがある大変恐ろしい健康障害と言えます。

もちろん、空調服の導入の是非は行政だけで判断することではないと思います。日頃から現場で御尽力され、地域の実情を最もよく御存じの消防団本部及び各分団の皆様の御意見を最大限尊重すべきであると思います。

消防団には、長年にわたり培われてきた活動方針や装備に対する哲学がおありかと思います。それらを尊重しつつ、時代の変化に対応した必要な環境整備を進めるため、市、消防本部、そして消防団本部が緊密に連携し、現場の意見を何よりも大切にしながら、より実効性のある方策を検討していただくことを強く要望して、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○　**山本秀明議長**　会議の途中ですが、ここでお昼のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

――――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――――

（午後１時00分再開）

○　**浜田千秋副議長**　午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、議席番号21番・北川美穂議員。

（21番・北川美穂議員登壇）

○　**21番　北川美穂議員**　議席番号21番・北川美穂です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの質問は２項目です。１点目は、親子の関わりを支える環境づくりについて、２点目は、子どものデジタル環境について質問をさせていただきます。

それでは、１点目の親子の関わりを支える環境づくりについて質問をさせていただきます。

子育てを取り巻く環境は、核家族や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など大きく変化をしています。子育てをしていると、相談するほどではないけれど、ちょっと誰かと話したい、これでいいのかなと思うことがあります。

そんなときに、親子で気軽に出かけることができ、子どもを遊ばせながら誰かと話をしたり、ほかの親子とつながったりできる場所が身近にあることは、子育て家庭にとって大きな支えとなる環境の一つではないかと考えます。

そこで、本市では、親子が気軽に集い、交流や相談ができる場としてどのような施設や取組を設けているのか、お聞かせください。

これ以降の質問につきましては、質問席でさせていただきますので、御答弁のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

本市では、子育てに係る負担軽減や、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、地域子育て支援センターを設置しています。公設であるぶらんこのほか、民間の保育施設４園に業務を委託しており、保育士等の専任スタッフを配置し、子育て中の親子同士の相互交流や、子育ての不安、悩みを気軽に相談できる場を提供しております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

親子が気軽に過ごせる場として、本市には子育て支援センターが設置されていることが分かりました。私自身、４人の子育てをしている身ではありますが、これまで子育て支援センターを利用したことがありませんでした。今回初めて、子育て支援センターぶらんこを見学

させていただき、親子が一緒に遊ぶだけではなく、保護者同士が自然に会話をしたり、支援する方と気軽に話したりする様子を拝見し、親子に寄り添った非常にいい取組であると感じました。

それでは、子育て支援センターでは具体的にどのような取組を実施しているのか、お聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

おのおの子育て支援センターでは、施設ごとに若干の取組の違いはありますが、主に子育て相談、センター開放、青空保育、親子教室、赤ちゃん広場など、地域の子育て支援拠点として様々な取組を実施しています。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

それでは、子育て支援センターは、子育て中の親子であれば誰でも利用することができるのでしょうか。利用対象についてお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

子育て支援センターにおける各事業への参加対象は、主に未就園児及びその保護者としております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

主に未就園児及びその保護者を参加対象としている理由をお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

就園児及びその保護者については、保育園等に通園する中で、子育てに関する悩みや不安に関して相談することができ、また、就園時や保護者同士の交流を図ることができる環境があります。

一方、未就園児及びその保護者については家庭で過ごす時間が多く、支援が行き届きにくい状況です。このため、子育て支援センターにおいては、育児不安や悩みを解消するだけで

なく、親同士の交流を深めることで育児における孤立感を防ぐことができるよう、特に家庭で過ごすことが中心となる未就園児の子育て家庭を対象としているものです。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

家庭で過ごす時間の長い未就園児とその保護者が孤立しないよう、重点的に支援しているという趣旨については理解いたしました。今後も大切にしていただきたいと思います。

一方で、先ほど就園児とその保護者については、保育園等に通う中で子育てについて相談したり、保護者同士が交流したりできる環境があるとの答弁がありました。

しかし、実際には、その環境は園によって異なるのではないでしょうか。保護者同士が交流する機会がある園もあれば、そうでない園もあります。また、仕事をしながらの子育てでは毎日の送迎も慌ただしく、保育士さんとゆっくり話す時間がなかったり、同じ園に通っていても保護者同士がほとんど話したことがないということもあります。

保育園では、子どもたちが日々様々な遊びや経験をする中でその成長を支えていただいておりますが、そうした園での経験に加えて、保護者が子どもと一緒に遊びながら新たな関わり方に気づいたり、ふだんとは違う姿や成長を感じたりできる場も大切だと考えます。だからこそ、こうした機会は就園児家庭にとっても大切だと感じますし、そんなきっかけを地域の中につくっていくことも、これからの子育て支援に必要ではないでしょうか。

また、子育て支援センターの取組の中でもセンター開放と青空保育は、ほかの取組に比べて参加者が多いとお聞きしております。この２つは、親子が一緒に遊び、気軽に参加できる取組ですが、大きく異なるのが利用対象です。

青空保育は、実施日は決まっているものの事前予約は不要で、就園・未就園を問わず参加することができます。

一方、センター開放は、未就園児とその保護者に対象が限られています。センター開放は、月曜日から金曜日まで毎日１日３部制で実施されており、事前予約は必要ですが、当日でも空きがあれば電話で予約をし、利用することができると、子育てセンターぶらんこを見学させていただいた際にお聞きしました。

子育てをしていると、子どもの体調や機嫌によってその日の予定が変わることもあります。また、親自身も、今日は少ししんどいな、ちょっと誰かと話したいな、今日は子どもとどこかへ行って一緒に遊びたいなと、その日、そのときに思うことがあります。そんなときに、

何日も前から予定を決めておかなくても、その日の状況に合わせて今日行ってみようと思える、さらに無料で利用することができる、こうした気軽に利用できる場所だからこそ、就園している親子にとっても、親子で一緒に過ごしたり、人とつながったりする一つの選択肢になるのではないでしょうか。

現在の未就園児家庭への支援を大切にしながら、センター開放について、定員に余裕がある場合には就園児とその保護者も利用できるようにすることはできないか、お聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

平成22年度のセンター設置時と比べ、社会情勢が変化し、早くから就園する子どもが増加しており、在宅で親子で過ごす時間が減少している現状があります。

子育て支援センターの機能である親子での遊びの経験や親子同士の交流、つながりづくりについては、就園児にとっても必要な機会であると考えます。このため、センター開放における就園児までの対象の拡大の可能性について、各事業の利用実態など現状を確認してまいります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

今回、市民の方からも、子どもが保育園を利用するようになって、子育て支援センターに行けなくなったことが残念だった、保育園や幼稚園に通っていても親子で一緒に遊べる場所があれば子どもの成長を見ることができ、親にとってもいいきっかけになると思うという声をいただきました。こうした声を踏まえ、現在の未就園児家庭への支援を大切にしながら、就園児家庭にも利用できる機会を広げていただけるよう、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次に、子育て支援センターぶらんこは、昨年度まで設置されていた芦部保育園の閉園に伴い、現在、国府幼稚園に仮移転しており、来年４月からは（仮称）いずみ国府こども園の敷地内で新たにスタートすると聞いております。こども園の敷地内に移るに当たり、親子が安心して利用できるよう施設や運営面でどのような配慮をされているのか、お聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

子育て支援センターぶらんこは、こども園と敷地を共有していますが、それぞれの利用目的が異なる施設ですので、入り口を別に設けることで動線を分離しております。また、当該施設の特徴としては、こども園と子育て支援センターぶらんこがおのおの専用庭園を整備するとともに、個別相談室も設置し、支援環境の充実を図ります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

こども園と敷地を共有するということで、子育て支援センターだけを利用する親子が少し入りにくくならないかなという思いもありましたが、入り口だけでなく、園庭もそれぞれ分けて整備されるとのことで安心しました。ぜひ、新しくなるぶらんこも親子が気軽に足を運べる場所にしていただきたいと思います。

ここまで子育て支援センターについて伺ってきましたが、親子の関わりを支えるという視点で、もう一つ取り上げたい取組があります。

以前、一般質問でも取り上げた本市の半日保育参加についてです。以前の質問では、実施園での参加率は約98％と高く、参加された保護者からも、家庭とは違う園での姿を見ることができたなどの声があることをお聞きしました。また、市からも、家庭とは違う子どもの一面を知る機会や園と保護者双方の理解を深める機会として寄与しているとの答弁もいただいております。

今回改めてこの取組を取り上げるのは、半日保育参加も、先ほどの子育て支援センターと同じように、親子の関わりを深め、親が子どもの成長に気づいたり、家庭での関わりを考えたりするきっかけとなり、その先の子育てにもつながっていく取組であると感じているからです。

そこで、半日保育参加について子育て支援という視点から見たとき、どのような効果や意義があるのか、市の見解をお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

半日保育参加は、保護者に保育所と同じように、子どもたちとの遊び、給食などの保育に直接御参加いただくことで、子どもの園での生活の流れや様子を肌で感じていただき、園への不安を解消し、理解・信頼を高める大変貴重な機会であると認識しております。

また、保護者が御家庭とは異なる子どもの集団生活の中での一面を直接御覧になることで

新たな気づきが得られ、御家庭での関わり方を考えるきっかけとなる取組であると認識しております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

半日保育参加にも様々な意義がありますが、今後、１日を通して保護者が保育に参加することができれば、遊びや食事に加え、午睡やその前後の様子も見ることができます。子どもが園でどのように１日を過ごしているのかをより深く知ることができ、保護者にとって新たな気づきにつながるのではないかと感じております。

次に、昨年の一般質問で、令和７年度は公立園９園中４園で半日保育参加を実施する旨の答弁がありましたが、今年度は何園で実施されるのかお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

今年度は、公立保育園及びこども園７園中４園で実施する予定となっております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

今年度も実施は４園で、実施園の数は昨年度から増えていないことが分かりました。昨年の一般質問の答弁では、子どもたちへの影響も考慮するとともに、保育士が園児と保護者にも目配りをしながら実施する必要があるため、園の運営状況に応じて各園の判断で実施しているとのことでしたので、全園での実施にはそうした難しさもあるのだと感じております。

次に、民間園への展開について、公立園で実施している半日保育参加の取組内容やアンケートでの保護者の声など、民間園に情報提供することについては、園長会議等を通じた発信など、その内容、発信方法を含め検討していくとの御答弁をいただいております。現在、どのような状況となっているのかお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

民間園に対して保育参加の実施状況について照会したところ、実施している園が５園、体制等の状況により実施する年と実施しない年があるという園が１園、実施しない園が20園でした。実施しないという園につきましては、子どもへの影響や園の運営状況等を考慮してや、

子どもの様子を見ることができる参観を実施している等の理由により実施しないということでした。民間園での保育参加の実施については、園の判断により実施していただくことになると考えております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

民間園でも保育参加を実施している園がある一方、子どもへの影響や園の運営状況を考え、実施しないと判断している園もあることが分かりました。

各園がそれぞれの状況を踏まえて判断されていることは理解しておりますが、昨年御答弁いただいた公立園での取組内容や保護者の声などについては、実施の有無に関係なく、ぜひ民間園にも情報を共有していただき、各園が保育参加について考える機会につなげていただきたいと思います。

私は、子育ての悩みが深くなってから支えるだけでなく、日々の親子の関わりを深める機会をふだんからつくっていくことが大切だと思っております。今の子育て家庭は共働きの家庭も多く、仕事に家事に毎日の送迎と、日々の生活に追われている方も少なくありません。忙しいという字は心をなくすと書きます。子どものことを大切に思っていても、ゆっくり向き合う余裕がなく、気づけば毎日をこなすだけで精いっぱいになってしまう。決して子どもに無関心なのではなく、日々の忙しさから子どもに心を向ける余裕を失ってしまうこともあります。

昔は当たり前にあった近所の人との何気ない会話や、子どもの成長を一緒に喜んでくれる人とのつながり、そうした人のぬくもりに触れる機会が薄れつつある今だからこそ、忙しい毎日の中でもふと立ち止まって子どもたちの姿に目を向けたり、誰かとの何気ない会話の中から新しい気づきが生まれたりもします。そんな親自身の中にある子どもを思う気持ちにそっと触れるような機会が大切だと思います。保育参加や子育て支援センターもそのきっかけの一つになると思っております。そして、何がその人のきっかけになるかは人それぞれです。やってみないと分かりません。だからこそ、一つの形に限らず、親子で一緒に過ごしたり、人とつながったり、様々な経験ができる機会を地域の中にたくさんつくっていただきたいと思います。

私は、和泉市で子育てをしているお父さん、お母さんから、和泉で子育てしてよかった、そんな言葉が自然と出てくるまちであってほしいと思っています。実際に、ここ和泉で子育

てをしている方にそう感じてもらえてこそ、子育てするなら和泉につながっていくのではないでしょうか。

今あるいい取組をさらに多くの親子につなげ、親子が一緒に過ごし、人とつながり、子育てを楽しめる、そんな小さなきっかけを和泉市の中にもっと増やしていただくことを要望し、この項の質問を終わります。

続いて、２点目の質問、子どものデジタル環境について質問をさせていただきます。

令和７年第３回の一般質問では、ＧＩＧＡスクール構想の検証と、学校のタブレットの活用について取り上げました。

その後、利用時間の制限など、具体的な対策を進めていただいたことに感謝をしております。今回改めてこの問題を取り上げるのは、スマートフォンやゲーム、動画など、幼い頃から身近にある今、学校のタブレットだけではなく、子どもたちを取り巻くデジタル環境全体について、発達段階に応じてどのような環境を整えていくべきなのか、改めて考える必要があると感じたからです。

世界各国では、子どものスマートフォンやＳＮＳ、ゲーム、インターネット等の利用について年齢制限や使用制限を設けるなど、子どもをデジタル環境によるリスクから守ろうとする動きが進んでおります。こうした日本の政府の動向や海外の動向について、本市はどのように把握し、どのような課題認識を持っているのかお聞かせください。

○　浜田千秋副議長　教育指導監。

○　上田茂幸教育部教育指導監　教育指導監の上田です。

日本におきましては、現状、一律のＳＮＳ等の利用制限は行われていないものの、青少年インターネット環境整備法の改正などの検討が続けられており、一方、諸外国におきましては、青少年のＳＮＳ等の利用に年齢制限を設けるなど、規制の動きが進んでいることは承知しております。

本市におきましてもこうした国内外の動向を注視しており、過度なＳＮＳ等の利用による負の影響につきましては、十分に配慮する必要があると認識しております。

以上です。

○　浜田千秋副議長　北川議員。

○　21番　北川美穂議員　ありがとうございます。

御答弁いただきましたが、今、海外では、子どもたちをデジタル環境によるリスクから守るため具体的な対策が進められております。例えば、中国では、2021年から18歳未満のオン

ラインゲームについて、原則、金曜日、土曜日、日曜日と祝日の午後８時から９時までの１時間に制限、スウェーデンでは、子どもの年齢に応じたスクリーン時間の目安を示すとともに、教育現場でもデジタル化を見直し、紙の教科書を重視する方向へ転換しています。

また、米国41州などがメタのインスタグラムやフェイスブックなどのＳＮＳプラットフォームについて、無限スクロールなど子どもや若者を依存的な利用に導く機能を意図的に設計し、その有害性を認識しながら安全であるかのように説明していたなどとして、同社を提訴しております。

このように、世界では、適切に使いましょうと子ども自身に求めるだけではなく、子どもをデジタル環境によるリスクから守るため、大人や社会の側が具体的な対策を取る動きが進んでおります。

では、なぜ世界で見直しが進んでいるのか、その背景にある子どもの学力や脳の発達への影響について伺います。

成長期の子どものインターネット利用については、国内でも長時間、高頻度の利用と学力や脳の構造的発達との関連を調べた研究が行われております。成長期にある子どものスマートフォンやタブレット、インターネット等の長時間または高頻度の利用が学力や脳の発達に与える影響について、教育委員会の見解をお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　教育指導監。

○　**上田茂幸教育部教育指導監**　教育指導監の上田です。

成長期にある子どもたちにおきまして、スマートフォン等の長時間利用が常態化することは、学習習慣の乱れや睡眠不足にとどまらず、学力や脳の発達そのものに深刻な悪影響を及ぼす可能性があると認識しております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

実際に国内でも、仙台市教育委員会と東北大学が共同で行っている学習意欲の科学的研究に関するプロジェクトにおいて、スマートフォンなどの利用と学力との関係について調査分析が行われております。

ここで資料１の表示をお願いいたします。

このグラフは、平成25年４月に実施された仙台市標準学力検査及び仙台市生活・学習状況調査の分析結果です。上のグラフは、中学１年生から中学３年生までの平日のスマートフォ

ンや携帯電話の利用時間の割合を示しております。そして下のグラフは、平日の勉強時間とスマートフォンや携帯電話の利用時間ごとの数学の平均点を示したものです。下のグラフのほうは、青い線は平日に２時間以上勉強する生徒、そして赤い線は30分以上２時間未満、緑の線は30分未満の勉強の生徒を示しております。縦軸は数学の平均点、横軸はスマートフォンなどの利用時間で、左から右に行くほど利用時間が長くなっております。このグラフからは、勉強時間にかかわらず、スマートフォンなどの利用時間が長くなるほど数学の平均点が低くなる傾向が見られております。

さらに注目していただきたいのが、スマートフォンなどを全く使わず、勉強時間が30分未満の生徒よりも２時間以上勉強していても、スマートフォンなどを４時間以上使っている生徒のほうが成績が低くなっているという点です。研究では、せっかくの勉強の効果がスマートフォンなどを長時間使用することによって打ち消されているおそれがあると指摘をしております。

そして、もう一つお伝えしたいのは、この調査が行われたのは平成25年、今から13年も前だということです。当時と比べ現在はスマートフォンやタブレットがさらに身近になり、学校でも１人１台端末が導入されるなど、子どもたちを取り巻くデジタル環境は大きく変化をしております。こうした状況だからこそ、子どもたちの学力だけでなく、その土台となる脳の発達にも目を向ける必要があると考えます。資料１の表示を閉じてください。

東北大学では、５歳から18歳の子どもたちの３年間の縦断追跡データを用いて、頻回なインターネット習慣が数年後の言語知能や脳の灰白質や白質の容積の変化とどう関連しているかを解析しております。

その結果、小児における頻回のインターネット習慣が言語知能の発達に伴う相対的低下と脳の広範な灰白質、白質領域の容積の発達的増加の相対的少なさと関係していることが示唆され、こうした脳の領域には実行機能や注意、感情、言語、報酬、社会認知など、子どもの学習や成長に関わる様々な機能を伴う領域が含まれております。

研究では、こうした結果から、発達期の子どもの頻繁なインターネット利用には、より一層の注意が必要であることを示唆しております。

次に、本市の子どもたちの状況を見てみたいと思います。資料２の表示をお願いします。

こちらは、文部科学省国立教育政策研究所が実施している全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査の結果です。小学６年生と中学３年生を対象に、平日に携帯電話やスマートフォンでＳＮＳや動画などをどれぐらいの時間利用しているかを尋ねたもので、そのうち１日

３時間以上利用している児童生徒の割合を上段に小学生の分をつくっております。下段のほうに中学生としてまとめております。

和泉市では、１日３時間以上利用している割合が小学生で令和４年度24.4％から令和６年度は27.0％、中学生では38.1％から42.5％に増えております。令和８年度の結果はまだ出ていないとのことですが、大阪府、全国の結果は既に公表されており、令和８年度には小学生で約４割、中学生では約５割にまで増えております。そして、この全国学力・学習状況調査では、こうした生活習慣と学力との関係についても分析をしております。

続いて資料３の表示をお願いします。こちらは、令和４年度の全国学力・学習状況調査における平日のテレビゲームの利用時間と教科の平均正答率とのクロス分析の結果です。テレビゲームには、コンピューターゲームや携帯式ゲーム、スマートフォンを使ったゲームも含まれております。この棒グラフは、画面向かって左からゲームをする時間が４時間以上、３時間以上４時間未満、２時間以上３時間未満、１時間以上２時間未満、１時間未満、全くしないの順に並んでいます。

調査結果から、小学生、中学生ともに、ゲームをする時間が短い児童生徒ほど教科の平均正答率が高い傾向が見られております。それでは資料を閉じてください。

では、なぜ子どもたちは長時間ゲームをしてしまうのでしょうか。私は、ここで考えなければならないのがゲームやインターネットへの依存のリスクだと考えます。ゲームや動画、ＳＮＳなどには、脳へ次々と強い刺激や報酬が与えられ、繰り返し利用したくなるような仕組みや特徴があります。また、ＷＨＯは、ゲーム障害をＩＣＤ－11において依存行動による障害に位置づけております。

そこでお伺いいたします。

こうしたゲームやインターネット等への依存について、特に成長期の子どもにはどのようなリスクがあると認識しているのか、お聞かせください。

○　浜田千秋副議長　教育指導監。

○　上田茂幸教育部教育指導監　教育指導監の上田です。

成長期の子どもたちによるゲームやネットへの過度な没頭は、視力低下や睡眠障害などの身体的影響、学力低下やいらいら、自己肯定感の低下といった精神的影響、リアルな対人スキルの未発達や社会的孤立など、深刻なリスクをもたらすものと懸念しております。

以上です。

○　浜田千秋副議長　北川議員。

○　21番　北川美穂議員　ありがとうございます。

今御答弁いただいたように、ゲームやインターネットへの過度な没頭は身体面だけでなく、学力や心、対人関係など、子どもの生活の様々な部分に影響する可能性があります。そして、依存の問題で特に考えなければならないのは、やめたほうがいいと分かっていても、自分の意思だけではやめることが難しくなるということです。だからこそ、問題が起きてから使い方を見直すだけでなく、依存につながる前から予防するという視点が重要だと考えます。

子どもの脳は発達途中にあり、特に行動の抑制や判断、自己制御などに関わる機能については、成人に至るまで発達が続くとされております。現在の子どもたちは学校のタブレットだけでなく、家庭でもスマートフォンや動画など日常生活の中でデジタル機器に触れる時間が増えています。こうした中で、子ども自身にデジタル機器を使わせながら自己制御を求めることに限界はないのでしょうか、教育委員会の見解をお聞かせください。

○　浜田千秋副議長　教育指導監。

○　上田茂幸教育部教育指導監　教育指導監の上田です。

発達途上にある子どもたちに対し、自己制御のみを求めることには限界があると考えております。一方で、今後のデジタル社会において、デジタル機器を一律に使用禁止にすることは現実的ではございません。

つきましては、これからの未来を切り開く資質・能力の育成をめざす学校教育におきましては、デジタル機器の適切な使い方や情報の真偽を見極める力を子どもたちに身につけさせる情報モラル、メディアリテラシー教育を進めているところです。併せて、各家庭におきましても利用ルールを子どもと話し合って設定していただけるよう、保護者へのさらなる啓発に努めてまいります。

以上です。

○　浜田千秋副議長　北川議員。

○　21番　北川美穂議員　ありがとうございます。

自己制御だけを求めることには限界があるとの御答弁でした。

ただ、適切な使い方を教え、家庭でルールを決めたとしても、分かっていてもやめられない、自分でコントロールできなくなることが依存の特徴の一つです。実際に保護者からも、時間を決めても守れない、やめるように言ってもやめられない、長期休みには一日中使ってしまうなど、家庭だけでは管理することが難しいという声をたくさん伺っております。

また、先ほど紹介した東北大学の研究でも、頻繁なインターネット利用と実行機能や注意、

報酬などに関わる脳領域の発達との関連が示唆されております。自己制御が発達途中にある子どもに、使わせながら自分でコントロールすることを求め、あとは家庭のルールに委ねるだけでは、やはり限界があるのではないでしょうか。だからこそ、大人の側が長時間利用になりにくい環境をつくることも必要だと考えます。

令和７年第３回定例会の一般質問後、学校のタブレットについて、市として、夜間の利用制限を設けるとともに、保護者が利用可能時間帯を設定できるアプリを導入していただきました。しかし、市民の方からは、設定方法が分かりにくく、設定途中でロックがかかってしまったという声や、例えば午後５時から午後７時までといった時間帯を設定する仕組みのため、１日１時間までというような利用時間の上限を設定できず、使いにくいために利用していないといった声も伺っております。

そもそも、保護者がこうした時間制限を必要としている背景には、家庭に持ち帰った端末で子どもがルールを守れず、ゲームや動画などを長時間利用してしまい、家庭だけでは管理することが難しいという現実があるからです。長期休みには一日中タブレットを使用し、本当に困っているという声もあります。

こうした状況を踏まえ、保護者用アプリの改善に加え、例えばタブレットを持ち帰りさせないなど、どのような対策ができるのか、教育委員会の見解をお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　教育指導監。

○　**上田茂幸教育部教育指導監**　教育指導監の上田です。

まず、現在学校で使用しているタブレットにつきましては、市で一律に夜間利用の時間制限を行っていることに加え、御家庭での使用可能時間帯設定機能の活用について案内を行ってきたところでございます。現行の家庭用設定マニュアルにつきましては、いただいた意見を参考に調整いたします。

また、家庭での時間管理の難しさや保護者の皆様のお困りの声は認識しております。一律での持ち帰り禁止につきましては、子どもの学びや情報活用能力を育成する機会を奪うことになりかねないため、考えてございません。

しかし、保護者から、お子様の状況、最善の利益に鑑みて、持ち帰らせてほしくないとの御希望があれば、学校での個別対応は可能です。その際も、当事者の子どもに不利益が生じないよう配慮してまいります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

一律での持ち帰り禁止は考えていないとのことですが、保護者から希望があれば、学校で個別に持ち帰らない対応が可能であるということですので、これはぜひ保護者の皆さんにも分かるように周知していただきたいと思います。

また、子どもによっては、単に利用時間の問題だけではなく、デジタル機器そのものが大きな負担になる場合もあります。

そこで、個々の子どもの状況に応じた配慮についてお伺いいたします。

発達に特性があり、タブレットの使用に関して神経が過敏な児童生徒に対し、どのような配慮が可能なのでしょうか。

○　**浜田千秋副議長**　教育指導監。

○　**上田茂幸教育部教育指導監**　教育指導監の上田です。

発達に特性のある児童生徒にとって、デジタル機器は視覚的な情報提示や音声読み上げ機能、個別化された学習コンテンツの提供など、個別の学習ニーズに応じた強力な支援ツールとなる一方で、きめ細やかな配慮も求められます。

そのため、一律に利用を制限するのではなく、個々の児童生徒の状況に基づき、タブレットの利用時間や内容、音量、画面の明るさといった利用環境の調整や代替手段の検討など、多角的な視点から配慮を行っていくことが必要であると認識しております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

保護者が子どもの状況に応じて判断するためにも、まず、デジタル機器のメリットだけではなく、どのようなリスクがあるのかを知っておくことが必要だと思います。

そこで、保護者への情報提供についてお伺いいたします。

子どもの犯罪被害防止や個人情報保護、ネットいじめといった情報モラルだけでなく、依存性、脳や心身の発達などについて、端末を配付する前から説明する必要があると考えます。就学時健康診断や入学説明会など、保護者が集まる機会を活用してデジタル機器利用に伴う健康、発達、依存のリスクについて、漏れのない情報提供を行うお考えはありますか、お聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　教育指導監。

○　**上田茂幸教育部教育指導監**　教育指導監の上田です。

子どもたちがデジタル機器を適切に利用し、デジタル社会を健やかに生きる力を育むためには、保護者の皆様との緊密な連携が不可欠であると考えており、就学時健康診断や入学説明会など、様々な機会を通じて情報提供を強化してまいります。

同時に、児童生徒自身に対しても、教育課程を通じて情報モラルやメディアリテラシーに関する指導を行い、主体的に判断し、活用できる力を育んでまいります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

保護者への漏れのない情報提供を強化していただけるとのことですので、ぜひお願いいたします。

また、児童生徒に対しても、現在、情報モラルについては、学校での指導や外部団体等による啓発も行っていただいていると聞いております。それに補完する形で、適切な使い方だけではなく、なぜ長時間利用に注意が必要なのか、依存性や脳の発達、学力や心身への影響についても、漏れのない情報をしっかり伝えていただきたいと思います。

ここまで学齢期の子どもについて伺ってきましたが、デジタルネーティブと言われるように、デジタル機器との関係は小学校に入ってから突然始まるものではありません。乳幼児期のスクリーン利用や、いわゆるスマホ子守りの弊害について、本市はどのように認識していますか、お聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

乳幼児期のスクリーン利用やスマホ子守りにつきましては、乳幼児を泣きやませたり、食事や外出中に静かにさせたりするため利用されていることが多いと思われます。

主な弊害としては、親子のやり取りが減ることによる発達への懸念、言葉やコミュニケーション、睡眠への影響、身体活動の減少などが考えられ、利用については、健康面・発達面から留意する必要があるものと認識しております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

乳幼児期のスクリーン利用について、保護者に科学的根拠に基づいた情報提供を行う必要があると考えますが、本市の現在の取組と今後の方針をお聞かせください。

○　**浜田千秋副議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

本市の取組といたしましては、情報提供として、こんにちは赤ちゃん訪問で保健師等が家庭を訪問し、子育て情報などをお届けする際に、日本小児科医会が発行する「スマホに子守りをさせないで」のリーフレットを配布しております。

また、保健センターで実施している乳幼児健診では、問診票の生活習慣の項目において、子どもにスマートフォンなどをよく見せたりしていますかの質問を設け、はいと記入のあった人にはその内容をお聞きし、適切な指導に結びつけております。

本市の今後の方針といたしましては、スマートフォン等の乳幼児期における利用は健康への影響も懸念されますので、乳幼児健診や子育て相談等の機会を活用し、スマートフォンに頼らなくても子どもと過ごすことができる具体的な方法を紹介するなど、保護者に寄り添った支援に努め、乳幼児期の望ましい生活習慣と親子のコミュニケーションを支える取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　北川議員。

○　**21番　北川美穂議員**　ありがとうございます。

保護者への情報提供や啓発に取り組んでいただいているとのことで、今後も引き続き情報提供をお願いいたします。

スマホ子守りについても、幼い頃からスクリーンの利用が習慣化することや、将来的な長時間利用や依存につながる懸念を考え、予防の視点を持つことが大切だと思います。電車や外出先で周囲に迷惑をかけないよう、ついスマートフォンを見せてしまう、その気持ちは、私自身も子育てをしてきたのでよく分かります。だからこそ、リスクを知っているのと知らないのとでは、親の選択は大きく変わってくると思います。

また、子どもが泣いたり騒いだりしたときにも、周囲が温かく見守り、手を差し伸べられる環境づくりも大切だと考えます。スマートフォンに頼らなくても子育てしやすいまちづくりをぜひ進めていただきたいと思います。

そして、最後にもう一つ申し上げたいのが、リアルな体験を通じた教育の大切さです。

世界的なＩＴ企業が集積するアメリカ・シリコンバレーに、ウォルドルフ・スクール・オブ・ザ・ペニンシュラという学校があります。この学校では、幼少期からデジタル機器に触れさせるのではなく、子どもの発達段階に応じて使用し、自然の中で遊ぶことや手を動かし

て物をつくること、人と直接関わることなど、リアルな体験を重視した教育を行っております。

私が特に印象的だと感じたのは、この学校の公式ホームページで、世界的なデジタルサービスを生み出した人たちを含む多くのＩＴ企業の経営者が、自分の子どもにはデジタル機器の使用を控えた教育を選んでいると紹介されていることです。この学校では、デジタルスキルは後からでも習得できるという考え方の下、子どものうちに自分で考え判断する力、創造性、問題解決力、そして自分や相手の感情を理解し、人と関わる力を育むことを大切にしております。

もちろん、皆さんも、こうしたリアルな体験を通じて学ぶことの大切さは十分御承知のことと思います。だからこそ、今回御紹介したデジタル機器の頻繁な利用と脳の発達や学力との関連など、研究で示唆されているリスクについても知っていただいた上で、これからの学校教育においてどのような環境を整えていくべきなのか、改めて考えていただきたいと思います。

子どもたちの発達段階や依存のリスクを考えたとき、使い方やルールを教えることだけでなく、そもそもスマートフォンやデジタル機器を持たせる時期をできるだけ遅らせることも大切な予防策だと考えております。そのためには、家庭でスマートフォンを持たせないという選択をしても、子どもが学習や学校生活で困ることのない環境が必要です。

また、学校の教育活動においても、スマートフォンやデジタル端末の利用が前提になっていないか、改めて見直す必要があると思います。本当に端末を使う必要があるのか、紙や鉛筆、実際の体験で学べることまでデジタルに置き換えていないか。

そして、学校から配付される１人１台端末についても、学習に必要な機能とそれ以外の機能を改めて整理し、学習以外の機能については、技術的に可能な限り制限することを求めます。学校の端末は、あくまでも学習のために配付されているものです。子どもたちの発達や健康を守るという観点からも、学習に必要のない機能や利用時間について実効性のある制限の検討とデジタル環境の見直しを要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――

○　浜田千秋副議長　次に、議席番号７番・原　重樹議員。

（７番・原　重樹議員登壇）

○　７番　原　重樹議員　７番・日本共産党の原です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、マイナンバーと公金受取口座についてという１点のみです。

実は、最近になりまして相談を受けた話なんですけれども、年金の受給者から、年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書というものが送られてきた、マイナンバーカードを持ってないしどうしたらいいのかという相談だったんですけれども、この意向調査は厚生労働省からのもので、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供するとのことのようです。

しかし、意向確認書となっていますが、実は、よく分からんし何もせずに放っておくということになりますと、これは同意したものとなるものと書いてあります。マイナンバーにいわゆる不同意の方は、わざわざはがきで返送が必要となります。このまま放っておいたら、マイナンバーにひもづけられる、そういう仕組みになっております。私の相談者もマイナンバーカードはつくっていないし、何もしなくていいんですねというふうにおっしゃっておられました。

そこで、幾つかの疑問について質問をさせていただきます。しかし国の制度ですし、やっているのも国のほうでありますので、分からないことは分からないと明確にお答えいただいたら、それで結構であります。無理やり国のほうに聞いて答弁するということをしなくても結構ですので、その点はよろしくお願いをいたします。

最初に、いつも聞いている基本的な話なんですが、和泉市の現在のマイナンバーカードを持っている方の人数とその率をお知らせください。そして、医療、簡単に言えば保険証なんですけれども、そのひもづけはどの程度になっているのかをお答え願います。以後の質問は発言席で行います。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

７月末現在の状況で申し上げますと、本市のマイナンバーカードの取得者数については15万1,020人で、人口に対する保有枚数率は83.6％です。国民健康保険については、被保険者数２万9,865人で、そのうち健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証のひもづけ割合は69.5％、後期高齢者医療保険については、被保険者数２万7,671人で、そのうちマイナ保険証のひもづけ割合は76.5％です。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　では、続きまして、ついでに保険証のマイナンバーカードへのひも

づけということが、いろんなことがあって問題になりましたけども、免許証のひもづけも今可能にはなってると思いますけれども、その辺はどうなってるのか、分かればお願いいたします。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

本市におけるマイナンバーカードと運転免許証のひもづけ割合については、市では確認できません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　免許証についてはちょっと権限も違いますし、ということになると思いますけれども、それはもうすぐ分からないで今の制度からしたら当然かなというふうには思いますけども。

医療のひもづけの話は、先ほど国民健康保険といわゆる後期高齢者の数字を言っていただきましたけれども、簡単にはこれは市が管轄してますから分かって当然ということなんでしょうけど、実際には社会保険のほうもかなりあるわけで、その辺の数字は追えないということには当然なるとは思いますけども、そういう、私、正直言いまして、このマイナンバーカードの話というのは、地方自治体にとって果たして、こうした統計も含めて本当にどうなのよというところはちょっと疑問といいますか、地方自治体としても考えるべきところではないかというふうには思います。

それはそれといたしまして、最初申し上げましたように、８月からというふうになってると思いますけども、８月から来年の２月頃までに、いわゆる年金受給者、年金をもらっている人に対して年金の受取口座へ登録してくださいといいますか、登録の意向調査というものが送られて、来年の２月ぐらいまででしょうから、ランダムに送ってるんでしょうけども、その情報があるからなんでしょうけども、わざわざ書留郵便で送付されるんですね。

だから、最初に言いましたけど、これ何にもせずに放っておきますと同意したことになるんですよね。やり方が非常に汚いなという感じがするんですけども、その中に、拒否するんやったら、はがきがあって、はがきを返送して初めて拒否するということになるというものが送られてくるんですが、多分、これは市がやってる事業では当然ないんですけども、国の制度で国がやってるんですけども、御存じだとは思いますけども、知っておるのかおらんのかも含めまして、それから市民からの問合せというのが何かあるのかどうか、いかがでしょ

うか。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

公金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

今回の送付内容については、令和８年８月から令和９年２月にかけて、公金受取口座の登録をしていない年金受給者に対して、年金振込口座を公金受取口座として登録することについて同意されるかの意向確認書を日本年金機構から送付しています。

また、この件に関して、年金情報誌から内容の把握はしていましたが、送付されている文書の中に、市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんとの文言もあることから、市として対応はしておらず、市民からの問合せもありません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　市民からの問合せはないということなので、そうなんですよね、わざわざ２つの番号があるんですけども、問合せ先ということで、その裏面に出てまして、0120から始まる２つの番号が書いてあります。確かにおっしゃっているように、市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんとまで書いてあるんですよね、これ。

だから、市としてというか、今のところ、これが来て問合せもないということは、それはそういうことかいなというふうには聞いておきたいというふうに思いますけど、この中で、年金受取口座への登録ということで来ておりますから、年金受取口座の質問をしたいと思いますけども、大体聞くところによりますと、税金のいわゆる還付だとか、それから医療関係でも高額医療費だったり、あるいはもっと児童手当もあるでしょうし、市がやってる事業、いっぱいあると思うんですよね。こういうもの、いわゆる給付というのか、どこかから何かあって、今回、低所得者の人に給付しましょうねということじゃなくて、常日頃からそういう仕事というのはそれぞれのところであるというふうに思いますので、１つまず最初に聞いておきたいのが、この公金受取口座は、大体和泉市で言えばどんな部署にどの程度あるんでしょうか。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

本市において公金受取口座を利用した事例については、庁内全部署を把握していませんが、

主なものとして定額減税給付等の緊急時の給付金、高額療養費、市税等の還付金などで活用しております。その中で税務室市民税担当からの情報として、令和７年度に実施しました定額減税不足額給付事業におきまして、総振込件数１万9,724件のうち、公金受取口座への振込が9,193件で、全体の46.6％でした。

なお、国や大阪府など、本市以外の公金受取口座の活用状況については、市では把握しておりません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　ありがとうございます。

例でいわゆる税務室の話を出してもらいましたけども、正直、46.6％と言ってましたけど、低いなというか、これだけしかないのかというのは私の感想ですけども、それはそれなんですが、本来はもっとたくさん、別に税の還付だけじゃなくて、先ほど最初に言いましたように、いっぱい本来あるはずなんですよね。児童手当、子育て関係、あるいは障がい者関係等々含めて、給付金っていっぱいありますから、そういうもの全部に関わってくる話で、ただはっきり言うてそういうものがどのくらいあって、和泉市の中で、簡単に言えばこの公金受取口座というのは、今問題にしてるのは、たまたま来たいわゆる年金受給者の話なんですけれども、大体どのくらいあるのかなという程度を知りたかったということなんですけれども、ただ、全部を把握するような部署もないということですので、それは一つ一つ全部聞いておっても仕方がないので、それはそういうふうに聞いておきたいというふうに思います。

実際、これはデジタル庁のほうの多分あれやと思いますけども、日本全体ではたしか約61％の人がひもづけられてるというふうに言われてるらしいです。国全体からしたら簡単な話で、データ庁で何ぼあれされてるかというのが分かった上で、人口で割ったらこの数字が出てくるんでしょうからあれなんですけども、和泉市、特に行政からしたら、ありとあらゆるところにいろんな事業があって、それを足さなあかんということになりますので、そうそう簡単な話ではないということなんですね。

もう一つは、これはなるほどなというふうに思いましたけども、私、最初の質問のときも言いましたけども、これマイナンバーカードに医療費のひもづけとかいろいろ言いましたけど、マイナンバーカードにひもづけられるものではなくて、この質問するためにいろいろあれしてたら、認識があまりなかったんですけども、いわゆるマイナンバー、12桁あるマイナンバーにひもづけられますから、簡単に言えば。カードを持ってようが持ってまいがという

ことにはなるとは思いますけれども、和泉市の人も60％をひもづけてるかどうかよく分かりませんけども、それはそういうものですねということは認識をしておきたいと思います。

それではなんですけれども、だから、多分、これはどうするのかよく分かりませんけども、マイナンバーカードを持ってない人にもひもづけられるということなんですけども、どのようにしたら登録が逆にできるのか、ちょっと教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

公金受取口座の登録は、マイナンバーカードを取得していなくても可能でございます。

マイナンバーカードを取得していない場合の手続方法については３種類あり、１つ目は、金融機関の窓口で登録する方法、２つ目は、所得税の確定申告の際に還付金の受取口座を公金受取口座として登録する方法、３つ目は、年金請求手続の際に年金の受取口座として申請した口座を公金受取口座として登録する方法です。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　そういう方法でほかに、当初といいますか、例えば児童手当を受け取るときにも、昔の話といったらおかしいですけども、以前はそういうもので確かめたんだと思いますけども。そこで簡単で結構ですけれども、この公金受取口座によってメリットとデメリット、これは市民の立場の話なんですけども、市民の立場からしてメリットとデメリットというのはどういうふうになるのかお聞きをします。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

公金受取口座登録のメリットとしましては、給付金等申請の際に申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付、行政機関における口座情報の確認作業が不要となるなど、スムーズに給付金等を受け取ることが可能となります。

一方デメリットとしましては、公金受取口座として登録できるのは１人につき１口座で、本人名義に限られることや、口座登録後、結婚等により氏名や住所の変更があった場合、その都度登録情報を変更する必要があります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　ちょっと続いての疑問なんですけども、公金受取口座を既にひもづ

けてるというか、そういう方なんですけども、今回年金を別の口座にしていたら、この年金はある日突然にいわゆる別のといいますか、年金そのものがある日突然に別の口座に振り込まれるというようなことというのはないんでしょうか。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

今回の案内は、もともと公金受取口座を登録している人には送付されていません。また、別の口座に公金受取口座を変更した場合でも、年金の振込先が変わることはありません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　年金がいわゆる別の口座、年金の振込先が変わるということはないということらしいので、その辺は聞いておきたいということになりますけども、今回のこの年金の通知は、多分、これはもう私の予想といいますか想像ですけども、ほとんどの人が多分、分からない。年金の受給者ですからお年寄りが多いでしょうけども、分からず、結局何もせずに放置されて、自動的にこれが登録されるというふうに思うんですよね。

メリットのほうも、一々口座番号やらいろいろ含めて書かなくていいよみたいな話のあれはあるのかも分かりませんけども、問題はデメリットのほうで、先ほど結婚などによって姓や住所が変われば手続が必要ということ、つまり変わるということなんですけれども、ただそれはそれとしましても、これ、実際に不安があると思うんですね。

私の口座に振り込んでもらってるこの預貯金は、大丈夫なのかと、見られはしないかとかいろいろ含めての話なんですけども、そういう不安はありますし、こういうことがつい最近あったんですけども、例えば本元のデジタル庁が、ガバメント何たらサービスが攻撃をされて24万6,000人ですか、それの個人情報も漏えいしたと、漏れたというのがマスコミで出ておりましたけども、簡単に言いますと、これはデジタル庁でいろいろやってると別に、この年金の話で今やってますけど、それだけじゃなくて、全体の和泉市のあれもそうですけども、ＤＸ化の話で、簡単に言うたらそういう一つのところに集められてみたいなことを、各持ってる情報が、というふうになってるわけで、今回漏えいしたというのは、いや個人情報ではなくて何か職員のというようなふうに認識は、報道はされてたと思うんですけども、実際のとこはよく分かりませんけどもね。

そういうものでやってるということで言えば、何や基本中の基本の１か所に集められてるデジタル庁自身が漏えい事件を起こすのかということの心配というのは、当然あるとは思う

んですけれども、もうごく簡単に問題でもう一つだけ改めて確認をしておきたいのが、今厚労省といいますか年金機構が持っている個々のデータというものが、当然、そのデータによっていわゆる年金が払われているということになると思いますけども、こうした個々のデータを簡単に言えばデジタル庁に渡すということになると思うんですけれども、この点は間違いないでしょうか。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　そういうことですよね。これはもう書いてありますし、何かよそよそしいというのか、あれですけども、いわゆる公金受取口座として登録することが可能となりましたみたいな書き方をしてあって、可能となりましたってどういうことよ、みんな待ってたんかいという話にはなるんですけども。

こんなことでやっておるものなんですけども、ただ、先ほどデメリットの関係で申し上げましたように、本当に心配な、いわゆる預貯金の資産を見られるということを含めての話なんですけども、こうしたことを含めて、これは国の制度で国が勝手にやってると言えばそれまでの話なんですけども、こういうほとんどの人が多分分からないだろうというふうに思うので、広報などで知らせるということはできるのかどうか、その考えはないのかどうか、お知らせください。

○　**浜田千秋副議長**　市民生活部長。

○　**森　博紀市民生活部長**　市民生活部長の森です。

本制度は国が行っている事業であり、現在国から周知に当たっての協力依頼もないことから、市として周知等を行う考えはありません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　原議員。

○　**７番　原　重樹議員**　結構です。地方自治体として見たら、そんなん触りにくい話ですよね、はっきり言ってね。ということは分かりますので、市が知らせることは簡単に言ったら難しいということなんだろうというふうには思います。

ただ一番最初に聞いた、問合せはこれからだというふうには私は思うんです。何でかと言

いますと、ここに、皆ほっといて公金受取口座に登録されたら、後でこの口座登録しましたよという通知があるというふうに書いてあるんですけども、通知あったら、今全然分からないとしましたら、ある日突然、何でわし何も知らんのに公金受取口座になっとんねんという、そういう疑問も出てきますから、多分、問合せは今後ともあるというふうに思っておいたほうがいいだろうというふうに思います。

ただ、国として物すごい強引やなと思いますが、ただ、市町村がこれに対応するって非常に難しいだろうな、そのときにどうするかと下手なことを言われませんしね、市として。だから、先ほど言うた0120から始まる、そういうところを案内する程度の話にしかならないのかなという気もしますけどもということです。

多分、今そういうことで質問をしてきましたけども、実は、これは多分質問しても無理なので私のほうから言いますけれども、いわゆるこの交金受取口座というのがどうなってくるかという話なんですけれども、これは別にまだ決まった話でもないので私のほうから紹介をしておきたいんですけれども、いわゆる厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会で今議論がいろいろされていると、別にこれだけの問題じゃないですよ、思いますけども、そこでは７月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針などを基本にしながら審議をされているようですけれども、さらにそこでもう一つ、自民党と維新が合意した社会保障改革の骨子も審議対象になってるようなんですけども、この自民党と維新が合意した社会保障改革の骨子の中にはこういうのがあるんですね。

医療費の窓口負担を応能負担とするためにということにはなっているようですけども、どういうのがあるかといいますと、マイナンバー制度を活用した所得・資産情報の把握基盤の整備を早急に進め、制度への反映を進める、これを与党両党が合意して進めるということになっているということです。

今すらっと言いましたけど、所得は多分税のあれもありますから分かるでしょうけども、資産情報もここに出てるんですね。資産情報と、今回の例えばこの公金の問題を受ける、公金を受ける口座の問題で言えば、いわゆる預貯金ですよね、預貯金、資産情報というのは。これを把握することになるというふうに、決まったわけではないですよ、なるようにするということなので、非常にこの公金受取口座がそうさせられるといいますか、そのもので使われる危険性があるというふうに思うんですよね。これはもう私の思いを言っておきます。

今まで大丈夫ですよ、そんなことしませんよともういろんなところで言われてきてるんですが、国がそれで一生懸命、公金受取口座をつくったにして、これもし、資産ですから、い

わゆる預貯金の中身も調べますよということを可能になったら、本当に詐欺的な、国のほうの話ですけども、詐欺的な行為だというふうには思うんですよね。

だから、なかなか市民に知らせる言うても、なかなかそこまでは知らないでしょうけども、ただ単にこれは年金だけの問題じゃなくて、公金のいわゆる受ける口座をいろんなところで使ってると思いますので、だから、その辺ははっきり申し上げて、無関心ではなくて、これからいっぱいいろんなことが起こり得ますよということは、これから行政する上で肝に銘じておいてほしいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――

○　浜田千秋副議長　次に、議席番号23番・関戸繁樹議員。

（23番・関戸繁樹議員登壇）

○　23番　関戸繁樹議員　23番・五月会の関戸です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、災害時における民間商業施設等の活用についてというテーマで議論をさせていただきますが、災害・防災につきましては午前中、大坪議員が中身の充実した議論をされまして、一部類似したやり取りもあるかと思いますが、御容赦願います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本年８月13日から14日にかけまして、千葉県では上空の暖かく湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、県下の複数の自治体におきまして、１時間降水量や３時間降水量が観測史上１位の値を更新するなど記録的な大雨となり、動産・不動産はもとより、貴い人命が失われる甚大な被害がもたらされました。

この大雨は、今年５月に気象庁において防災気象情報の運用が見直されて以来、初のレベル５、大雨特別警報となり、その後、石川県、富山県、福井県においても同様にレベル５、大雨特別警報が発出され、愛知県や岐阜県ではレベル５、氾濫特別警報が出されました。また、つい先日も、関東地方で台風25号に伴う高いレベルの気象警報が発表されたところです。

このように、全国至るところで大雨による被害が立て続けに生じている中、本市においても危機管理部を核として、しっかりと防災対策に取り組んでいく必要があると考えます。

そこでまずお尋ねいたします。

一般的に、台風や線状降水帯といった気象現象によって大雨が発生した場合、どのような災害が想定されるのかお聞かせください。

なお、以後の質問は質問席よりさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いい

たします。

○　**浜田千秋副議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

大雨により想定される災害は、主に下水道や側溝の排水能力を超え、市街地や地形の低い場所に雨水があふれ出す内水氾濫、また河川の水位が上昇し、堤防を越えたり決壊することで広範囲に水があふれ出す河川氾濫、大雨等によりため池が決壊し、下流域に濁流が流れ出すため池氾濫、その他、雨で地盤が緩み、崖崩れ、地滑りなどの土砂災害等が想定されます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

今、危機管理部長のほうから、想定される被害としまして内水氾濫、河川氾濫、ため池氾濫の３つをお示しいただきました。

では、続いてですけども、これら３つの災害の特徴につきまして、それぞれ担当部長のほうからお答えいただけますか。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

内水氾濫は、短時間に降る猛烈な雨により下水道や側溝の排水能力を超え、市街地にあふれ出し、特に地形の低い場所に短時間にたまることによる急激な水位の上昇が特徴です。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　都市デザイン部長。

○　**前田正和都市デザイン部長**　都市デザイン部長の前田です。

河川氾濫の特徴としては、短時間に大量の雨が降り一気に川へ流れ込むことで河川が増水する場合や、長雨で徐々に増水する場合などにより、堤防の越水や決壊が発生するものです。また土砂災害については、長雨や大雨により、地中に大量の雨水が染み込むことで土が重くなり、地面の摩擦や抵抗力が弱まって斜面が崩壊することが特徴です。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　環境産業部長。

○　**山崎光一環境産業部長**　環境産業部長の山崎です。

ため池の氾濫では、豪雨時において貯水位が急激に上昇した際、水が堤体を越えてしまう越流が発生する場合がございます。また、越流が発生すると、越流水によって下流部の堤体

のり面が浸食されることや、越流水が堤体に浸透することで堤体が決壊し、下流域に濁流が流れ出すこととなります。こうして堤体が決壊した際には、貯水した水が一度に流出することから、突発的で甚大な被害をもたらすおそれがございます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

各担当部長さんのほうから、それぞれの特徴を詳しくお聞かせいただいたわけですけれども、では続いてですけども、これらの災害が発生した場合に、どのような被害が想定されるのか教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

内水氾濫等の水害による被害につきましては、道路冠水、アンダーパスの浸水、地下駐車場等の地下空間への浸水、家屋の床下床上浸水、通行止めや公共交通機関の運休等による交通機関の麻痺、停電、通信障害の発生、橋梁の流出、また道路、堤体の損壊等によるインフラの寸断など、多岐にわたることが懸念されます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

大雨に伴う内水、河川、そしてため池といった氾濫によりまして、一度大きな災害が起こってしまいますと、お示しいただきましたように、多岐にわたる様々な恐ろしい被害が出てしまうということが分かったわけですけれども、では、これらの災害に対する備えとしまして、市では市民さんに対しましてどのような啓発を行っているのか教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

市民への啓発といたしましては、防災ガイドマップやハザードマップを作成し配布するほか、市ホームページ等で災害への対策について啓発しております。

また、令和５年度から中学校区単位で地域の方々と共に地域タイムラインの作成や地域をまち歩きしていただき、危険箇所を明記した地域避難計画を作成し配布しています。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

様々な媒体を通じまして啓発に努めてくれていること、そして、実際に地域の方々とも連携をしながら対策に取り組んでいるということが分かりました。

それで、今のお答えの中でハザードマップという言葉が出ましたけれども、市では各災害におきましてどのような大雨を想定されているのか、こちらも各担当部長のほうからお答えいただけますか。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

内水ハザードマップについては、短時間に集中する豪雨を想定し、国の基準に基づき１時間当たり147ミリという考えられ得る最大の集中豪雨想定最大規模降雨量で作成したものです。マップ上では、どの範囲がどれくらい浸水するかを色分けで表示しており、浸水する深さが１メーターを超える場所も想定されております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　都市デザイン部長。

○　**前田正和都市デザイン部長**　都市デザイン部長の前田です。

洪水ハザードマップについては、過去に観測された近畿地方の最大降雨量を基に設定された想定最大規模降雨量として、１時間最大雨量101.4ミリメートルによる想定浸水状況を示すものとなっています。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　環境産業部長。

○　**山崎光一環境産業部長**　環境産業部長の山崎です。

ため池ハザードマップにつきましては、他のハザードマップとは異なりまして、降雨量によって浸水区域を想定したものではなく、満水状態のため池が豪雨・地震等により、万一、堤体が決壊した際の発生する浸水区域を想定したものでございます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

今、内水と洪水につきましては、時間雨量等をお答えいただいたわけですけども、ため池については降雨量は示されませんでした。そこで改めてお聞きしますけれども、ため池の氾濫、ここでは堤とか堤体の決壊といったほうが分かりやすいかもしれないんですけども、で

は、これはどのような場合に発生するということになるのか教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　環境産業部長。

○　**山崎光一環境産業部長**　環境産業部長の山崎です。

ため池には、降雨時に水位を一定の高さ以上に上昇させないための放流設備である余水吐というものがございますが、この余水吐が排水し切れないほどの増水があった場合に水位が上昇し、堤体から越流することや、この越流に伴い堤体に損傷を及ぼし、堤体が決壊することが考えられます。

また、地震時におきましては、ため池の堤体の位置や形状が変わることで水面の高さより堤体部が低くなった場合に、堤体からあふれ出すことで堤体に損傷を及ぼし、決壊する場合も考えられます。

なお、ため池における災害等の備えとして、ため池の管理者には日常の維持管理や点検について、大阪府と共に指導や助言を行っておりまして、日頃より災害の未然防止に努めていただいております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

ため池につきましては、余水吐から排水し切れなくなった水が堤体を損傷させると、また、地震におきましてもそういった場合があるということでお答えいただきました。

では、続いてお尋ねいたします。浸水対策として主に実施されております下水道整備についてですけれども、本市ではどの程度の大雨に耐えられるようなハード整備を進めているのか、またこの整備におけます基本的な考え方であったりとか、現在の整備率、このあたりについても併せてお答えください。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

下水道における雨水管整備については、計画降雨である10年に一度程度発生する10年確率降雨であり、１時間当たり48.4ミリの降雨に対応できるよう整備を進めております。

この下水道整備による浸水対策の基本的な考え方は、浸水被害があった場合に原因を的確に把握し、水路等の既存施設の活用を図りながら、計画降雨に応じた雨水管整備を行うものとしております。

そのほか、都市計画道路の整備タイミングに合わせて、効率的に雨水管整備を進めており

ます。

また、下水道の雨水管整備率は、市街化区域の面積割合で申し上げますと、令和７年度末時点で49.7％となっております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

まず市街化区域におけます雨水管の整備率なんですけども、面積ベースでまだ半数に満たないということが分かりました。そして、下水道の整備の方針といいますか基準は10年確率と、10年に１回の雨ということなんですけども、私はこれをより高い確率、例えば20年確率とか30年確率とかという形でハード整備を進めることができれば、安全性がより高まるのではないかなというふうに思っておるんですが、この点について市の見解をお示しください。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

10年確率降雨よりさらに激しい降雨に対応できるようハード整備を進めるほうが浸水に対する安全度は高まりますが、実現には課題が多くあります。例えば、管径の拡張などに莫大な費用と時間が要することや、放流先河川への雨水の流達時間が短くなることにより、河川負荷が増大することが考えられます。このことから、大阪府が策定する流域治水計画と連携し、より広域的かつ総合的な視点で治水対策を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

確率を上げることによって、莫大な費用であるとか、時間がかかるということで、その点は想定しておりましたけれども、今の御答弁によりまして、管径を大きくすればいいといった単純なものではなくて、一気に大量に河川に流れ込むと、今度は河川がもたないというふうなことを教えていただきました。

では次に、先ほど１時間当たりの計画降雨に対応できるように整備しているということでおっしゃられましたけども、施設の能力超過以外の原因によって生ずる浸水、つまりその雨量に達していないのに浸水被害が発生することがあるのかどうか、教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

計画降雨に達していない降雨量でも被害が発生することも考えられます。例えば、極めて短時間のうちに非常に強い雨が降った場合、１時間当たりの降雨水量が計画降雨に達していなくても、その瞬間のピークとなる流量が下水道や排水路の能力を上回ることが考えられます。

特に都市部では、アスファルト等の舗装面が多く雨水が地下に浸透しにくいため、一気に地表面に雨水があふれやすくなります。そのほか、道路集水ますに落ち葉等が蓄積し、排水経路の詰まりにより流下能力に支障を来し、浸水被害が発生することも考えられます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

今のお答えで、計画降雨に達していない場合でも被害が発生することがあるということでしたので、改めて危機感を持ったところです。

そして、その要因の一例としまして、短時間での非常に強い雨、また集水ますや排水経路の詰まりによって流下機能に支障を来すということでお答えいただきました。その点におきましては、区画整理がされましたテクノステージであるとか新住宅市街地開発法で整備されたトリヴェールといったところでも集水ますが詰まってしまえば浸水の可能性があるということだと理解をいたしました。

やはり、雨の量を減らすことはできませんけれども、会所の清掃など日常業務によって防げる災害もありますので、この点は上下水道部さん、また都市デザイン部さん、大変だと思いますけれども、日常管理のほうよろしくお願いをしておきます。

では、続いてですけども、冒頭に申し上げました千葉豪雨や愛知の豪雨では、大変多くの車両が水没する被害がありました。報道によりますと、千葉と名古屋市、いずれも被害区域の半数以上が河川氾濫ハザードマップの想定外のエリアであったということです。

それで、９月14日付の日本経済新聞によりますと、千葉豪雨では損保大手４社だけで車両保険の申請が１万3,000件超え、一時公道で動けなくなった車両は3,000台以上とのことでした。また、放置された車両の台数に関して言いますと、発災直後の報道で８月16日付の朝日新聞では1,200台超え、８月20日のＴＢＳでは2,000台超え、９月14日付の日経新聞では3,000台となっておりまして、時の経過とともに災害の全容が明らかになってきたようです。

そこでお尋ねいたします。

当然、千葉市と本市では人口の規模が大きく異なりますので、同様の被害台数とはならな

いはずですけれども、本市におきましても車両の浸水被害が発生する可能性があるのか、この点についてお答えください。

○　**浜田千秋副議長**　上下水道部長。

○　**奥野安信上下水道部長**　上下水道部長の奥野です。

本市でも同様の被害が発生するおそれはあります。特にハザードマップで浸水が深くなると予想されている箇所やアンダーパス、地下駐車場等については、短時間で急激な浸水が発生した場合、多くの車両が水没する被害が想定されます。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

本市におきましても、場所によっては多くの車両が水没する可能性があると、起こり得るということが分かりました。

それで、８月に関東各地を襲った豪雨災害では走行中の車両が水没し、貴い命を落とされた方もおられたわけですけれども、道路上で走行不能となった車両が大量に放置されたことによりまして、緊急車両であるとかごみの収集車、また資材を積んだ工事用車両が通行できずに、救助や復旧の妨げになったということで大きな影響を及ぼしたと聞いております。

また、走行中だけではなく、自宅などで駐車していた車両が水没したり流されたりしたといったこともあったようでございます。

そこでお聞きしますけれども、本市において、自宅などで駐車している車両の水没を未然に防げるような車両のための避難場所というものは設けられておりますか、教えてください。

○　**浜田千秋副議長**　危機管理部長。

○　**堀　勇樹危機管理部長**　危機管理部長の堀です。

現在本市では、車両のための避難場所はございません。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

現在市ではそういった場所はないということなんですけども、やはり水没から車両を守るというためには、立体駐車場などの高いところへ車を移動させて駐車するのが効果的だというふうに考えております。

よく行政が用いるフレーズで、市民の生命と財産を守るというものがありまして、私も

度々使わせてもらっておりますけれども、一般的に財産といいますと、物としてまず思い浮かべますのが家、そしてその次が車を大きな財産だと捉える方が多いかと思います。

先ほど来の御答弁では、想定を超えるようなレベル５といった大雨の場合は、正直、打つ手がないといいますか、行政の対応には限界があることが分かりました。

しかし、地震とは異なりまして、雨の場合は一定の予測ができるものでありまして、気象庁では、線状降水帯の予測は非常に困難という前置きをしつつも、令和４年６月からは、大雨の半日程度前からの呼びかけが開始されております。

そんな中、他の複数の自治体では、大雨の危機が迫った際に民間の商業施設などの立体駐車場や屋上を市民の車両の緊急避難場所として開放していただけるような協定を締結されているところがございます。災害の備えにおいて想定外という言葉あまり用いたくありませんけれども、車両の避難につきましては、ある意味想定内の行動として、市民さん御自身が自身の自衛策として取れるものだというふうに思っております。

そこで本市におきましても、立体駐車場などを所有している民間企業との間で非常時の駐車場利用に対する協定を締結するなどして、車両の避難場所を確保することが市民の財産を守る一助として非常に効果的だと思っております。

全国各地で大雨の被害が出た今こそ、浸水害、車両への災害の備えについて取組を強化すべきだと思いますけども、この点について市の考えをお示しください。

○　浜田千秋副議長　危機管理部長。

○　堀　勇樹危機管理部長　危機管理部長の堀です。

本市では、気象情報や災害への備えなどにつきまして、ホームページ等を活用して周知啓発を行っておりますが、車両に関する災害の備えにつきましては周知ができていない状況でございます。今後、車両に関する災害の備えにつきまして、市ホームページや広報、防災訓練などを通じて積極的に周知啓発してまいります。

また、車両の水没を防ぐためには、市民一人一人がハザードマップ等により自宅などの周辺の浸水リスクを事前に確認し、豪雨や台風による水害が予想される場合につきましては、気象情報や避難情報に注意し、浸水が始まる前に車両を安全な場所へ移動させるなど、自助の取組が重要であると考えております。

そのため、災害時協定を締結している企業等に対しまして、車両の一時的な避難場所として協力いただけることが可能かどうか、先進事例等も参考にしながら検討してまいります。

今後も市民一人一人の自助、地域や民間事業者との共助、行政による公助を組み合わせ、

減災につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○　**浜田千秋副議長**　関戸議員。

○　**23番　関戸繁樹議員**　ありがとうございます。

車両に関する災害の備えについて、るるお答えをいただきました。

それで、今提案いたしました民間企業との災害時協定につきましても検討してもらえるということで、前向きな御答弁が得られたものと受け止めさせていただきました。

それでは、ここからは意見と要望をさせていただきます。

まずこの提案しました駐車場の協定ですけれども、さほど予算が発生するものでもありませんし、市にとって特にデメリットはないのかなというふうに思っております。それどころか、浸水して流されたりとか、運転手がやむを得ず避難のために車を放置したということが起こってしまった場合、市内の至るところに車が残ってしまいまして、結果的にその対応を行政がするということがもっと大変だと思いますので、市にとってもメリットがあるのかなというふうに考えております。

ひょっとすれば、既に現時点でも自主的に商業施設に止めに行っている方もおられるかもしれないですけども、有料であったりとか、例えば、無料だとしても、店舗の利用者以外は御遠慮くださいといった表示があれば、やはりなかなか気が引けてそういったところを利用できないのかなというふうに思っておりますので、そこは行政が一歩前へ出ていただいて、市民の皆様に、いざというときはとめに行ってもらえますよというふうな安心感を与えることが重要だというふうに思っております。

それで、現在市内にどれぐらいの立体駐車場や屋上駐車場があるのかということを大規模小売店舗立地法を所管されております産業振興室さんの協力も得ながら調べてみました。イオン和泉府中店、エコール・いずみ、ダイエー光明池店、コムボックス光明池、コープ和泉中央、オークワ和泉小田店、万代和泉万町店、同じく和泉中央店、フチュール和泉、コーナン和泉寺田店、同じく和泉中央店、ららぽーと和泉、ビバモール和泉中央、ＭＥＧＡドン・キホーテ和泉中央といった形で、本当にたくさんございますし、この中には防災協定等を締結していないところもございます。

これら以外にも、パチンコ屋さんであるとか、行政ではこの和泉市役所、光明池の母子医療センターなどもあるわけですけれども、一時的な避難となれば、当然、車を止めて歩いて帰って、また歩いて取りに行くということになろうかと思いますので、協定を締結される箇

所数は、できるだけ多いほうがいいかなというふうに思っております。

こちらの協定ですけども、先ほど御答弁で、こちらのほうから他の複数の自治体というふうに申しましたけれども、一例を挙げますと、東京都の青梅市であるとか、京都府の向日市、滋賀県彦根市、大分県大分市、静岡県静岡市などがありまして、これらの市役所さんのほうに直接問合せをさせていただきました。

ほとんどの自治体さんが無料の駐車場を対象としている中、静岡市さんでは、ふだんは有料の駐車場であっても、避難車両については無料で開放される仕組みというものを構築されていましたので、御答弁のほうで先進事例等も参考にしながら検討してくれるということでしたので、ただいま御紹介をさせていただきました。

いずれにしましても、この協定を締結するには相手さんがあることですし、この趣旨を御理解いただいた上で御協力いただけるよう、たくさんの企業さんに足を使ってお願いに回ってもらうしかないわけなんですけれども、幸いにも危機管理部さんのほうでは、先日、都市環境委員会協議会のほうで消防さんから示された資料によりますと、５名が配置されているということで、以前よりも３名増員が図られているんですね。ということで、うなずいてくれておりますのでそう理解いたしましたけれども、やはり組織として充実して、機動力も上がっているはずですので、今後の展開に期待をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それと最後にもう１点、要望ですけども、地震などが発生したときの自主避難の手段として増えている車中泊、こちらにつきましてもその注意事項を定めたガイドラインであるとか、民間の施設との駐車場利用の協定を締結している自治体がございます。車中泊は平面駐車場でも可能ですので、さらなる選択肢が広がるのかなというふうに思っております。

本日は水害の観点で議論をいたしましたけども、この車中泊につきましても併せて取り組んでもらえるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――

○　**浜田千秋副議長**　会議の途中ですが、ここで、午後３時10分まで休憩いたします。

（午後２時45分休憩）

――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――

（午後３時10分再開）

○　**山本秀明議長**　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、議席番号16番・岡田　勉議員。

（16番・岡田　勉議員登壇）

○　**16番　岡田　勉議員**　議席番号16番・大阪維新の会、岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、週休３日制についてやらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

和泉市は、初任給日本一という大胆な人事給与制度改革により、優秀な若い人材が集まり、給与面の改革から３年目を迎える今現在においても、テレビや新聞報道など注目を集めています。

一方で、獲得した人材の定着と既存職員の納得感の醸成が鍵になっています。25歳から34歳の離職者が増加傾向にあり、令和７年度は18人であったとお聞きしております。離職の理由は様々かと思いますが、人事給与制度改革に伴い、若手職員の初任給が上がった一方で、その後の賃金カーブが緩やかになることや人手不足の中、自治体では太刀打ちできない金額の給料を出す民間企業に人材が流れているのかもしれません。能力主義の中、自治体での昇給幅には限界があります。

そこで、報酬の次に大事なもの、時間に注目いたします。特に若い世代はワーク・ライフ・バランスを大事にします。時間の使い方を変える週休３日制の導入と始業・終業時間を自由に決められるフルフレックスタイム制の導入、リモートワークの推進、そして副業の大幅緩和が必要だと考えます。自由な時間を増やすことで、企画力、スキルが上がり、キャリアアップにつながります。また、副業やリスキリングに時間を使えるようになり、将来の人生設計に役立ちます。そんな新たな挑戦をする自治体には、また優秀な人材が集まり、全体の好循環が生まれ、施策もさらに充実し、市民へのサービスもさらに充実していきます。このように、給料では民間企業に太刀打ちできなくても、働きやすい環境を創出していくことで、人が集まり、活気ある職場が生まれてくるのではないでしょうか。

つきましては、これより角度を変えて順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、民間企業では、もはやテレワークやフレックスタイム制は当たり前のように導入されるなど、必ずしも決められた時刻に決められた場所に出勤しなくてもいい環境が実現されていますが、和泉市の状況についてお聞きします。

以降の質問は質問席で行わせていただきます。御答弁どうぞよろしくお願いいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

職員の勤務につきましては、和泉市職員の勤務時間等に関する規則により午前８時45分から午後５時15分までと規定されており、職場に出勤する必要がありますが、一定の条件に合致すれば、時差勤務やテレワークを行うことも可能としております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　ありがとうございます。

時差勤務やテレワークも行えるが、一定の条件に合致する必要があるとのことですが、どのような条件があるのでしょうか。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

時差勤務及びテレワークは、全ての職員がいつでも実施できるものではなく、例えば、同居する小学校就学前の子どもを養育したり、家族などの介護が必要な場合、けがや病気の場合などに限定されます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　全ての職員が実施できるわけではなく、小学校就学前のお子さんの養育や介護の必要がある場合において限定的に認められているということですが、冒頭申し上げましたように、働きやすい職場をつくっていく観点に立てば、誰もが自由に出勤し、必要に応じてテレワークできる環境を用意することは非常に魅力的で、和泉市で働きたい、働き続けたい職員づくりにつながっていくと考えますが、時差勤務やテレワークを全職員に拡大していく考えはありますか。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

時差勤務やテレワークは、多様な働き方を実現するもので、若い世代だけでなく全ての世代にとって魅力的であると考える一方、窓口のある職場ではこうした制度があっても思うように活用することはできず、職員間で不公平感を生み出すことが懸念されるなどの課題があり、テレワーク中の職員の職務専念義務に係る職場内の管理監督対応も求められることから、現時点で対象を拡大する考えはありません。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　民間企業でも窓口のある職場はたくさんあります。研究が必要であります。

時差勤務やテレワークを拡大していくことは難しいということですが、それでは、ほかの手段で働きやすい職場を実現する手法として、週休３日制について伺います。

全員が一律で３日休むという意味での完全週休３日制は、自治体での導入例はまだないかと思いますが、民間企業では導入しているところもあります。和泉市が全国に先駆けて導入する考えはありませんか。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

完全週休３日制は、市民サービスの低下につながるものであり、議員御指摘のように自治体での導入事例はなく、本市としましても現時点で導入する考えはありません。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　確かに完全週休３日制だと閉庁日が増えるため、市民サービスの低下に直結するため難しいと私も思います。

そこで、私が提案したいのは、実質的に週休３日で働ける環境の整備、いわゆる選択的週休３日制であります。例えば、平日に１日休む代わりにほかの４日間の勤務時間を長くするフレックスタイム制を導入することで、希望する職員は週休３日制を導入できるというものであります。この制度を導入する自治体は現在進行形で急増していると聞いておりますが、導入している自治体をお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

都道府県では、大阪府や奈良県、兵庫県などで導入されており、市区町村では、岐阜県羽島市や静岡県沼津市、長野県塩尻市、栃木県宇都宮市、大阪府内では、大阪市、寝屋川市が導入されていることを承知しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　ありがとうございます。

では、フレックスタイム制を導入し、選択的週休３日制を導入した場合、職員の給与への

影響、すなわち市の財政負担への影響があるのかどうかお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

選択的週休３日制を導入している多くの自治体が採用しておりますのは、総労働時間維持型でして、先ほど議員からお示しされた例によれば、平日１日休む代わりに、その１日に相当する時間を他の４日で補うというものです。このことによりトータルの労働時間は変えることがなく、時間外勤務手当も発生しないため、財政負担への影響もありません。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　ありがとうございます。

時間外勤務手当が発生せず、財政負担への影響もない、つまり時間外勤務の削減にも効果的であると思いますが、先進市ではどの程度の削減効果が出ているのかお聞きいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

寝屋川市の事例を確認したところ、業務量の削減や人員増、業務の効率化などと併せて取り組んだ結果、フレックスタイム制の導入前である令和元年度の時間外勤務が年間約10万時間であったところ、導入後の令和６年度には約７万時間となり、30％の時間外勤務削減に効果があったとされています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　ありがとうございます。

様々な取組と併せてではありますが、フレックスタイム制を活用した選択的週休３日制を導入したことで、寝屋川市でも30％もの時間外勤務削減が実現されています。人口減少、少子高齢化が進展する我が国において、国や自治体のみならず、民間を含めて人材獲得に向けた競争が激化しております。

冒頭申し上げましたように、本市は、初任給日本一を掲げ、多くの人材から注目されたことで優秀な人材の獲得に成功したと言えます。しかし、その一方で、増加する離職者をいかに食い止めるかは非常に重要な課題です。労働者にとって給料以外の重要な要素である時間を生み出すための時差勤務やテレワーク、週休３日制について、全てを実現するにはハードルも高いですが、選択的週休３日制については既に先行事例もあり、財政負担上の課題もあ

りません。初任給日本一を実現した和泉市が働き方でも日本一を実現し、市制施行100周年を迎えても発展し続ける和泉市につなげるために、選択的週休３日制の導入が欠かせないと思いますが、市の考えを伺います。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

議員御指摘のように、職員の多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整えることは、ワーク・ライフ・バランスの向上はもちろんのこと、優秀な人材の確保と定着につながる可能性も否定できません。

その一方で、選択的週休３日制を導入した自治体でも、その利用率が低かったり、活用できる部署が限られるなどの課題があることも聞き及んでおり、現時点で選択的週休３日制を導入する考えは持っておりませんが、職員の時間外勤務の増加傾向への対応が求められているところでもあり、そうした観点では、先ほど答弁しました寝屋川市の取組を参考にするなど、このたびの議員の御意見も踏まえ、今後、メリット・デメリットの把握など、さらなる研究に努めてまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　御答弁にもありましたが、選択的週休３日制を導入する自治体が増える一方で、その利用実績についてはまだまだ少ないのが現状であると把握しています。制度は、導入するだけでなく利用されることが大切であります。しかし、まず導入しないと前に進みません。先行事例の中でも成功事例をしっかりと研究いただけるようお願いいたします。

寝屋川市では、選択的週休３日制の利用実績はまだ高くありませんが、フルフレックスタイム制の利用率は90％を超えています。

さて、世界では、ＡＩの発展競争が激化し、データセンターが次々に建設されていきます。国内では、日本成長戦略において、2040年までに官民合わせて370兆円の投資を閣議決定しました。対象となる主な分野は、半導体・ＡＩ、データセンター、防衛、エネルギー、ロボット、バイオほか17分野となっています。やはりＡＩ関連が中心であります。

今後、猛スピードでＡＩが私たちの生活の中に入ってきます。役所の窓口や事務負担も大幅に軽減されます。まずはフルフレックスタイム制の導入から始め、ＡＩ時代の職員の在り方を考える時期であると考えますが、いかがでしょうか。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

議員御指摘のように、ＡＩが急速に成長を続けており、私たちの生活にもＡＩが様々な場面で入り込んできています。市の業務においては、既に生成ＡＩの活用を行っているところで、１か月当たり約2,500件の利用がなされています。

また、生成ＡＩの進歩は目覚ましく、チラシや図面、グラフなどを用いた各種資料の作成なども可能となっており、今後、目的に応じた異なる性能を持つ生成ＡＩの導入も検討しているところです。今後においては、ＡＩを活用することで事務の効率化を図り、こうした事務を推進していることも職場の魅力創出、職員の定着に寄与するものと考えられます。

一方、フレックスタイム制については、市役所という性質上、職員の窓口対応をなくすことはできないという視点ではハードルが高い部分があると考えています。しかしながら、寝屋川市の取組のような時間外勤務の削減につながるような取組については検討の余地があると考えており、先ほどの答弁のとおり、研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　度重なりますが、本市は初任給日本一という非常に攻めた施策を市長のリーダーシップの下、実現しました。これにより優秀な人材が集まった一方、離職者も一定数出ています。この問題解決を前に進めなければ、攻めた施策が報われません。毎年一定のメディア報道がされますが、このことに触れているメディアもありました。注目されている間に、次の攻めた一手を示す必要があります。この点はどうお考えでしょうか。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

人事給与制度改革による成果として、多くの方に和泉市への就職を志望いただけた一方、転職市場が活性化している昨今の労働市場において、職員の定着は和泉市に限った課題ではないと認識しています。このことから、逆の発想として、こうした転職市場に応じた社会人枠採用も今年度より取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、職員の定着が望ましいことは言うまでもなく、派遣・研修制度の充実による業務の魅力創出などに加え、採用から10年の間には３部署を経験してもらうことによる経験値の向上に関する取組、ＯＪＴ、メンター・メンティー制度の導入による寄り添いなどにも取り組んでおり、今後も定着に向けた取組を継続する必要はあると認識しています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　岡田議員。

○　**16番　岡田　勉議員**　様々な質問にお答えいただき、ありがとうございました。しつこいですが、選択的週休３日制導入に関しまして、財政負担がないどころか、時間外勤務手当を削減できる可能性があることも確認できました。

少子高齢化が進む中、日本はデフレからインフレに移行し始め、30年来の経済成長をめざして動き出しました。大阪府、大阪市も改革が進み、次のステージに向かっています。本市もこの流れに乗るためには、今後もさらなる進化が求められます。その原動力の軸は、職員さんのモチベーションであります。ワーク・ライフ・バランスは非常に重要な観点です。より魅力的な職場環境の実現に向けて、まずはフルフレックスタイム制の一日でも早い導入を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――

○　**山本秀明議長**　次に、議席番号18番・飯阪光典議員。

（18番・飯阪光典議員登壇）

○　**18番　飯阪光典議員**　18番・大阪維新の会、飯阪光典です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は３点、１点目、産休・育休時の留守家庭児童会の在り方について、２点目、帯状疱疹ワクチンの助成対象拡大について、３点目、効率的・効果的な行政運営について、以上３点について質問をさせていただきます。

それでは１点目、産休・育休時の留守家庭児童会の在り方についてお伺いをいたします。

まず、本市の学童保育である留守家庭児童会における第２子以降の産休取得時の第２子以前の児童の留守家庭児童会の利用の現状についてお伺いをいたします。

以後の質問につきましては質問席にて行わせていただきますので、御答弁よろしくお願いをいたします。

○　**山本秀明議長**　生涯学習部長。

○　**山村邦弘生涯学習部長**　生涯学習部長の山村です。

本市学童保育事業におきまして、出産予定がある世帯の小学生につきましては、出産月とその前後２か月の計５か月は学童保育を利用することが可能ですが、育児休業期間中は退会いただくこととなっています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

つまり、出産月を含め５か月間だけは今までどおり利用は可能、しかし、それ以降は退会せざるを得ないというのが本市の現状であるということは確認をさせていただきました。

この本市の現状に対し、第２子以降出産による産休・育休取得による学童保育の利用が停止され、居場所を失うケースが生じており、子どもの生活リズムの崩れ、保護者の負担増、出産前後の家庭の不安定化へとつながり、本市の子育て支援の理念に反する結果となっているのではないでしょうか。

そこで、まず、お伺いをいたします。

本市において、育休取得時に留守家庭児童会の利用継続が認められない理由について、お伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　生涯学習部長。

○　**山村邦弘生涯学習部長**　生涯学習部長の山村です。

児童福祉法における学童保育の要件である「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に基づき、育児休業期間中は、保護者の方が昼間家庭にいることから、学童保育の利用対象外として運用しているものです。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

本市が児童福祉法の対象要件に基づき運用していることは、今、確認をさせていただきました。

それでは、実際に育児休業取得による退会が過去に何件あったのか、本年度も含めて、分かれば教えてください。

○　**山本秀明議長**　生涯学習部長。

○　**山村邦弘生涯学習部長**　生涯学習部長の山村です。

学童保育退会時の退会理由に育児休業取得との記載がある件数となりますが、本年度を含め３年間で、令和６年度は21件、令和７年度は25件、令和８年度は８月末時点で16件となっています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　18番　飯阪光典議員　ありがとうございます。

本市の育休取得に伴う退会件数も、毎年多数発生しているということは確認をさせていただきました。

それでは、本市での発生状況が確認できたことを前提としてお伺いをさせていただきます。本年６月29日に各自治体宛てにこども家庭庁から事務連絡が発出され、労働等には育休中も含まれるという見解、つまり、産前・産後休業、育児休業は就労と同様に扱い、学童保育の利用継続を妨げないという趣旨が示されました。

そこで、この通知を受け、本市はこの通知内容についてどのように把握をされているのか、また、産休・育休を就労と同様に扱うべきという国の考え方への認識について併せてお伺いをいたします。

○　山本秀明議長　生涯学習部長。

○　山村邦弘生涯学習部長　生涯学習部長の山村です。

議員お示しのこども家庭庁成育局成育環境課発出の令和８年６月29日付事務連絡、「放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて」につきましては、市としても把握しております。この通知により、育児休業期間中も労働とみなし、自治体の裁量において受入れの判断ができることが明示されたものと認識しております。

以上です。

○　山本秀明議長　飯阪議員。

○　18番　飯阪光典議員　本市の認識について御答弁をいただきました。

先ほどの御答弁で、育児休業取得による退会が年に20件超ということでしたので、平均すれば、各学校に１人もしくは２人程度になるものと思います。今回の国の通知の趣旨を鑑み、産休・育休期間中も学童保育の利用継続を認める方向で本市の制度改革を行うべきだと考えておりますが、見解をお示しください。

○　山本秀明議長　生涯学習部長。

○　山村邦弘生涯学習部長　生涯学習部長の山村です。

令和８年６月29日付こども家庭庁からの事務連絡は、全国の自治体における学童保育の運用に変化をもたらすものであり、他の自治体においても運用方法の見直しが進められている状況と認識しております。これまで本市で実施しておりました産前産後休業中の学童保育利用の取扱いと併せて、このたびの事務連絡に示されました育児休業取得世帯での学童保育継続利用の要件を参考にしながら、既に導入を検討しているところです。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

既に導入を検討していただいているということですが、これ、今ちょうど年度途中でのこども家庭庁からの発出ということになりますので、本来であれば、恐らく新年度からの実施になってくるのかなというふうにも思いますが、できれば、これからまだあと半年以上ある期間中に産休・育休等を取られる方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺も加味していただいて早急に導入をしていただきたいなというふうに思います。

今回のこの質問は、実際にこの産休の取得により留守家庭児童会を退会せざるを得ない状況になられた方の声をお届けさせていただきました。産休は、働いていないのではなく、働くことを前提とした一時的な休業です。その期間に留守家庭児童会を利用できなくなる現状は、子育て支援の理念にも、国の方針にも沿いません。本市が子育て家庭に寄り添う姿勢を示し、働きながら子育てしやすい環境整備を進めるためにも、産休取得時の留守家庭児童会利用継続の制度改善を要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、２点目の50歳以上の帯状疱疹ワクチンの接種助成についてお伺いをいたします。

まず、本市の予防医療としてのワクチン接種への取組と接種助成への考え方についてお伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

本市におきましては、市民の感染症予防と健康増進を図るため、予防接種法に基づく定期予防接種を適切かつ計画的に実施しております。ワクチンの定期接種については、国において専門的な知見に基づき、有効性、安全性、費用対効果などを含めて対象者等が定められていることから、本市といたしましても、基本的には国の制度に基づき実施しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

基本的には、国の制度に基づき実施するというのが本市の方針という御答弁でした。

それでは、昨年から、ワクチンの定期接種により予防接種の対象となった帯状疱疹とはどのような病気なのか、また、本市における年間推計患者数はどの程度なのかお伺いをいたし

ます。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

帯状疱疹は、水痘、いわゆる水ぼうそうの原因となるウイルスが体内に潜伏し、加齢や疲労、ストレス等による免疫力の低下に伴って再活性化することで発症する疾患です。体に痛みを伴う赤い斑点や水膨れが帯状に現れ、治療後も帯状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間の痛みが残る場合があり、特に高齢者になるほど発症や重症化のリスクが高くなるとされております。

なお、本市における年間の患者数については、帯状疱疹は全数把握の対象の感染症ではないため、市独自で正確な患者数を把握することは困難です。一般的には、国内では80歳までに３人に１人が帯状疱疹を発症すると言われております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

今の御答弁から、帯状疱疹は全数把握の対象の感染症ではないため、市独自の把握は困難だということと、その一方で、80歳までに約３人に１人が帯状疱疹を発症する確率があるということで、かなりの高確率で発症する疾患であることは理解をいたしました。

それでは、本市で実施している帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象者についてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

帯状疱疹ワクチンにつきましては、令和７年度から国の定期接種となっており、本市においても65歳の方及び60歳から64歳までの一定の基準に該当する方を対象に、公費負担による定期接種を実施しております。なお、制度開始時の経過措置として、令和７年度から令和11年度までの５年間は、65歳を超える一定の年齢の方も対象としております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。現行の接種対象者を確認させていただきました。

それでは、本市における帯状疱疹ワクチン接種の現状として、乾燥弱毒生水痘ワクチン、

いわゆる生ワクチンとシングリックス、いわゆる不活化ワクチンの接種者数を把握されているのでしょうか。把握されているのであれば、それぞれの数を教えてください。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

令和７年度定期接種の実績では、生ワクチンが662人、不活化ワクチンは2,013人です。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

生ワクチンが662人、不活化ワクチンは2,013人と、何と３倍以上、不活化ワクチンのほうが接種者が多いということは確認をさせていただきました。

帯状疱疹ワクチンは、発症予防効果が高く、特に不活化ワクチンは、接種後５年時点でも90％以上の予防効果の持続が厚生労働省のデータとして示されております。

しかし、定期接種の対象とならない任意接種の場合は、２回接種で約４万円と高額であり、経済的理由から接種をためらう方が多いのが現状です。本市として、高額な接種費用が予防活動を妨げているという認識があるのか、その点についてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

帯状疱疹ワクチン、特に不活化ワクチンにつきましては、複数回の接種が必要であり、任意接種の場合には接種を受ける方の自己負担額が高額になることは認識しております。

一方で、接種するかどうかについては、ワクチンの有効性や安全性、発症リスクなどを踏まえ、最終的には個人が判断するものと考えております。

本市といたしましては、帯状疱疹の発症及び重症化を予防する観点から、国の定期接種制度に基づく対象者に対して適切な接種機会を確保することを基本としております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

高額負担は認識をされている、そして、接種は個人判断と考えているという御答弁で、この点は私も同様に、接種する、しないは個人判断だと思います。その接種助成は現在65歳からとなっておりますが、厚生労働省の報告にあるように、この帯状疱疹という疾患は50歳から罹患確率が増えると言われております。

そこで、大阪府内の他の自治体における50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成状況についてお伺いをいたします。また、その内容についても教えてください。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

大阪府内では、50歳以上の帯状疱疹ワクチンの任意接種に対して独自に助成を行っている自治体が３市ございます。松原市は、令和７年度から50歳、55歳、60歳を対象に、また、河内長野市は、令和８年度から51歳、55歳、60歳を対象に、摂津市は、令和８年度から50歳から64歳までを対象に行っております。

なお、いずれの市も定期接種を含めた生涯で１回のみの助成となっております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

大阪府内では、お隣の河内長野市さんを含めて３自治体が50歳以上の帯状疱疹ワクチンの接種助成を実施されているということは確認をさせていただきました。そして、その中でも、松原市さんは昨年度、令和７年度から実施をされております。その他の河内長野市、そして摂津市さんは、国の助成対象、65歳からの助成対象となった本年度から実施をされているということになります。

そこで、本市が任意接種に対する助成を導入しない、これは３市ではもう導入をされているわけですが、本市がこの令和８年度から実施をされない、50歳以上に対して助成をされない理由についてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

現在、帯状疱疹ワクチンについては、国の定期接種として65歳を基本とした対象年齢が定められており、本市におきましても、その制度に基づき公費負担を行っております。一方、50歳から64歳までの方への接種は、現在、国の定期接種の対象外であり、任意接種となります。

本市といたしましては、予防接種について、国において専門的な知見や有効性、安全性、費用対効果等を踏まえて定められた定期接種制度との整合を図ることが重要であると考えております。また、市独自に助成制度を設ける場合には、対象年齢、接種回数、助成額などの

制度設計に加え、継続的な財源の確保や他の予防接種施策との公平性についても検討する必要がございます。

こうしたことから、現時点では、50歳以上を対象とした任意接種への市独自の助成制度は導入していないところでございます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　現時点において、本市では、あくまでも国の制度に基づいた多くの自治体と横並びな対応ということは確認をさせていただきましたが、大局的見地から、帯状疱疹は発症後の治療費が高額化しやすいと言われており、任意接種に対する助成により、結果的に医療費を削減することにつながると考えます。

そこで、もし帯状疱疹を発症した場合、もちろん早期対応とかなり遅れた対応により差が出たりするとは思いますが、どれだけの個人負担と行政負担による医療費が必要になると試算をされているのか、そして、それらを踏まえた際に今後、本市独自施策として50歳以上に助成する制度を確立する考えがあるのか、市の見解をお伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　こども・健康部長。

○　**尾郷森太郎こども・健康部長**　こども・健康部長の尾郷です。

まず、試算につきましては、こちら行っておりませんので、数字を持ち合わせておりません。

それから、帯状疱疹ワクチンによる発症や重症化の予防が結果として将来的な医療費の抑制につながるという御指摘の趣旨については理解をしております。

一方で、50歳以上の方を対象とした任意接種への助成制度を市独自で設けるためには、ワクチンの有効性や接種による医療費抑制効果、対象年齢、接種回数、助成額、継続的な財源の確保などについて総合的に検討する必要がございます。そのため、国の制度に基づく定期接種を継続するものと考えておりますが、今後、国や府内の各自治体の状況を注視するとともに、対象年齢を拡充した３市の経過を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。現時点での本市の見解について御答弁をいただきました。

50歳以上の方を対象とした任意接種への助成制度を市独自に設けるためには、ワクチンの

有効性や接種による医療費抑制効果、対象年齢、接種回数、助成額、継続的な財源の確保などについて総合的に検討する必要がありますという御答弁でしたが、有効性は確実に治験による実証があり、接種による医療費抑制効果も現在の診療データから明らかですし、対象年齢も、罹患する可能性が高いと言われているデータから明らかではないでしょうか。

そこで、先ほどの御答弁にありました先行実施をされている松原市の状況について調べましたが、対象は、発症リスクが高いとされ、なおかつ国の定期接種の制度の対象外となっている50歳代の節目である50歳、55歳、60歳となっております。松原市の50から60歳の対象人口は約１万6,000人、接種件数は1,633件と１割の方が接種をされております。また、昨年の予算は約2,242万円、決算額は約1,954万円となっております。

これを和泉市に換算をすると、対象人口は約２万7,000人、その１割が接種となると約2,700件、決算ベースでは約3,230万円と算出されます。50歳から80歳までの３人に１人が罹患する可能性があるとのことで、本市では、50歳から80歳の約５万7,300人、その３分の１となる実に約１万9,100人の和泉市民が罹患すると予想されます。本市の50歳から60歳の接種者が2,700人として、その３分の１、つまり900人が罹患をし、しかも軽度の診療となった場合でも、厚生労働省が示す罹患後の医療費として、１件当たり約３万7,500円で計算をすると3,375万円の医療費がかかります。

もちろんこの計算は、医療費の個人負担分を除していない数字となりますが、一方で、帯状疱疹後神経痛、いわゆるＰＨＮの発症やＰＨＮ以外の合併症の発症での高額治療を含まず、一番安価な合併症なしでの数字となります。さらに、治療費の負担だけでなく、休業による損失、生産性の損失と経済的な損失も発生することになりますし、何よりも罹患による住民の肉体的なつらさが伴います。

以上、松原市の令和７年度の実績を鑑み、費用対効果、そして経済的損失の予防、そして何よりも住民の肉体的苦痛を事前に回避するため、65歳からの国の定期接種での対象外となる、発症可能性が高いとされている50歳代への助成拡大に対し、改めて見解をお伺いいたします。

○　山本秀明議長　こども・健康部長。

○　尾郷森太郎こども・健康部長　こども・健康部長の尾郷です。

帯状疱疹は、免疫力の低下が原因で発症するもので、そのため、加齢とともに発症率が増加いたします。加えて、代表的な合併症である帯状疱疹後神経痛につきましても、加齢とともに発症率が高まるとされております。

一方、ワクチンの効果は接種後、年齢、経過年数とともに低減いたしますので、一生涯で一度のワクチン接種を定期接種以前に実施するというところにつきましては、医学的根拠が必要になるのではないかと考えております。

帯状疱疹ワクチンの65歳という設定につきましては、厚生労働省厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において審議された結果でございまして、これによらない年齢の実施の有効性につきまして、本市は医学的根拠を持ち合わせておりませんことから、現状は、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国の定めた定期接種を継続しながら、国の動きや先行して対象を拡大した自治体の動向を確認してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　分かりました。

あくまでも国の方針に従ってということで、50歳からの対象拡大は、今の現時点では行わないという方針ということは分かりました。

帯状疱疹は予防できる疾患です。助成制度は、市民の健康を守るだけでなく、医療費や介護費の抑制にもつながる投資型の施策だと私は考えております。そして何より、今回、私がこの質問をするきっかけとなったのは、駅立ちをしている際の市民さんの声からです。他自治体が制度化する中、本市が遅れることのないよう、先ほども御答弁にありましたが、３市の経過を確認してまいりたいと考えているということでしたので、遅れることがないように、また、市民さんが発症によりつらい思いをすることがないよう、50歳以上の市民への接種助成を拡大して、選択肢の拡大を図っていただくことを要望させていただきます。

以上でこの質問については終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、３点目、効率的・効果的な行政運営についてお伺いをいたします。

まず、会計年度任用職員の雇用制度のルール化についてお伺いをしたいと思っております。

まず、保育士などの専門職を除いた事務職のうち、会計年度任用職員は何人おられるのか、また、正職員との比率についてはどうなっているのかお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

令和８年４月１日現在、消防や学校園を除いた正職員744人に対し、一般事務に関わる会計年度任用職員は239人となっており、全体に占める割合は約24％となっております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

では次に、消防を除く、本市の各事業部ごとの会計年度任用職員の配置数と正職員の割合について教えてください。また、会計年度任用職員の勤続の年数は平均どれくらいなのかも併せてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

令和８年４月１日現在、危機管理部の正職員と会計年度任用職員の割合は11対１で８％、市長公室は56対７で11％、総務部は93対32で26％、環境産業部は41対７で15％、福祉部は100対24で19％、市民生活部は91対58で39％、こども・健康部は82対45で35％、都市デザイン部は96対16で14％、会計室は７対１で13％、行政委員会総合事務局は11対１で８％、上下水道部は58対７で11％、議会事務局は７対１で13％、小・中学校を除く教育部は51対15で23％、生涯学習部は40対24で38％となり、部署の業務に応じてその割合は異なっています。

また、勤続年数につきましては、会計年度任用職員のスタートが令和２年度からとなりまして、これ以降ではおおむね３年となります。ただし、旧制度からの継続としては、10年以上の勤務歴となる会計年度任用職員も在職しています。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

事業部ごとの正職員と会計年度任用職員さんの割合についてお答えをいただきました。

また、旧制度から在職をされている会計年度任用職員では10年以上の勤務歴もあるとのことでしたが、新たに会計年度任用職員として働くことを希望する方もおられると思います。そうした場合、既に雇用している会計年度任用職員を継続雇用し続けると、新たな会計年度任用職員の雇用の枠が捻出できなくなります。そうすると、新たな人にとっては、登録しても雇用されるチャンスは低くなってしまうことは指摘をさせていただきます。

それでは、次に、会計年度任用職員の雇用の継続と打切り、新規雇用のプロセスについてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

会計年度任用職員の任用に係るプロセスでございますが、まず前提として、会計年度任用

職員の任用は１会計年度内に限られるものです。その上で、現在任用している会計年度任用職員については、会計年度任用職員を必要とする業務、人数を確認しつつ、年度末における人事評価を確認し、再度任用すると判断した場合でも、引き続き同じ職場で勤務するか、他の職場で勤務するかどうかの調整を行っております。

次に、新規で任用する会計年度任用職員については、会計年度任用職員の退職や新規業務の発生、職員の病休・育休などが発生した場合が基本となりますが、事務の補助を担っていただく会計年度任用職員は年間を通して広く募集し、人事課にて登録台帳を整理しておりますので、その台帳から各課で選考の上、任用しております。その他、社会福祉士など専門性の高い業務を担っていただく会計年度任用職員については、期間を設けて適宜募集し、任用しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

まず前提として、会計年度任用職員さんの任用は１会計年度内に限られるということ、そして今、会計年度任用職員さんの任用に係るその前提、１会計年度に限られるという前提の下、プロセスについてお伺いをさせていただきました。

会計年度任用職員には、もちろん専門性の高い方もいらっしゃいますが、多くは正職員の事務軽減が目的であると思います。会計年度任用職員を雇用するに当たって、どうして必要なのか、どのような業務を担っていただくのかといった計画を持った上で雇用すべきだと考えますが、その点について見解をお示しください。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

議員御指摘のように、市としましても新たに会計年度任用職員を任用する場合は、新たに発生した業務があるなど、どのような理由で必要となるのか、現在の職員体制に対してどのような補助が必要であるのかを確認した上で、必要であれば新たに任用し、また、再度任用する場合も同様に業務上の必要性により判断しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　分かりました。

では次に、職員の配置についてお伺いをいたします。

本市では、これまで様々な業務の一部を外部委託することで事務の効率化に努めてこられたかと思いますが、外部委託を導入してから業務量はどう変化したのか、業務量の変化による職員の稼働率を把握されているのか、また、それを踏まえて、職員に余剰はないか検証した上で職員及び会計年度任用職員を配置されているのか、その点についてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

人事異動に当たりましては、毎年、各課の課長に次年度の職員配置に関するヒアリングを実施しており、この中で、次年度の業務の増減を踏まえ、妥当な職員数について検討を行っております。

なお、近年、各部局の業務においては、マイナンバーカードに係る事務や物価高騰対策に係る事務など、新たに取り組むべき多様な業務に対応していくことが求められており、職員数の削減につながるような外部委託だけではなく、必要な追加業務を外部委託で対応していただいてる例もございます。職員、会計年度任用職員の配置については、こうした取組を確認しながら、次年度の異動に反映しております。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

人事課によるヒアリングによって、外部委託等により、余剰な人員がいれば削減しているという御答弁でした。

さらに、今の御答弁では、マイナンバーカードに係る事務、物価高騰対策に係る事務について取り上げられており、この事業においては、人員の削減につながる外部委託ではないという見解をお示しになられましたが、今回、マイナンバー事務においては、業務委託する際の仕様書について、私自身もいろいろ御意見をさせていただいた過程があります。委託業者の業務量増加への対応並びに委託事業者の努力による人員の増強などの体制強化により、確実に外部委託により、手続の加速化などの市民サービスの向上はもとより業務量は縮小されているものではないかと思います。

その上でお伺いをいたします。

このマイナンバー事務における会計年度任用職員を含め、職員数の変化はあったのか、この点についてお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

マイナンバーカードの更新者の増加に備え、カードの交付準備作業等について、令和８年７月から委託業者に追加で業務を行っていただいてます。委託事業者の２名増員に伴い、マイナンバーカード業務担当の会計年度任用職員を１名減員しているものです。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

人事課のヒアリングにより、外部委託等により余剰な人員がいれば削減しているということだと思いますが、私の見る限り、業務の一部を外部委託した部署でも、実際に会計年度任用職員を含め、人員削減できていないのではと思う部署もあります。

さらに、冒頭お聞きしたとおり、一度会計年度任用職員になってしまえば、会計年度限りの任用といいながら、更新していくことで長期にわたり勤務されている会計年度任用職員も多くいらっしゃいます。一概に長期雇用を否定しているのではありません。有能な会計年度任用職員さんは年度更新による雇用継続もありだと思いますが、そこにはそれなりのルールと透明性の確保が必要だと考えます。余剰人員を発生させないためには、外部委託を導入する際に人員配置を見直す仕組みが必要ではないでしょうか。

そこで、外部委託導入時や委託仕様書の更新の際、会計年度任用職員の配置転換、任用数の適正化を行う人員再配置のルールを整備してはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

外部委託を含め、様々な業務効率化を進めつつ、正職員及び会計年度任用職員を適正な規模で配置していくことは非常に大切な観点であると考えています。一方、会計年度任用職員が多く活用されている業務であっても、単純に外部委託に置き換えるだけでは効果を見込みにくい場合もあり、ＡＩをはじめとするＤＸ化によるＢＰＲ、いわゆる業務再構築により職員配置を最適化していく方向で検討すべきと考えています。

したがって、外部委託に伴う人員再配置ルールの整備については考えておりませんが、今後、さらなるＤＸ化を伴う新たな取組を推進する際には、しっかり職員配置について議論して対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　外部委託に伴う人員再配置ルールは考えていないと、さらに、ＤＸ化に伴う新たな取組を推進する際は議論とありましたが、今の御答弁では、全くこのＤＸに伴う新たな取組推進への心意気は感じられませんでした。

それぞれの担当部局でどの方向へ向かうのかプランを立て、ＤＸの推進、ＡＩの導入、ＲＰＡの活用等への計画立てとスケジュールの作成、つまり、いつまでにどうするのか、どうしたいのかといったプランがまず必要であり、そのプランを念頭に人員配置ルールを人事課が示す必要があるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

市では、全庁的なＤＸの指針として、和泉市ＤＸ推進ビジョンを策定し、令和４年度から令和８年度を計画期間として、その指針に基づき、市民サービスの向上と業務効率化を目的に取組を進めてまいりました。

具体的な取組としては、オンライン申請の拡充、ＲＰＡと呼ばれる入力自動化ツールの導入、専門知識がなくても業務アプリが作成できる、いわゆるノーコードツールなどの活用を進めてきたところです。

今後は、ＡＩの活用などを積極的に行いながら、職員事務における業務効率化を一層推進していくこととし、今後、令和９年度から令和13年度を計画期間とする和泉市ＤＸ推進ビジョンを整理し、今後５年の施策方針を定め、具体取組を計画する予定です。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

今、御答弁にありました令和９年から13年にかけて５年間、今後５年間の施策の方針ということを定めて、具体的な取組を計画していただくということでしたので、私が先ほど質問させていただいた、いつまでにどうするのか、どうしたいのかというところがこのビジョンによって表れてくるというふうに理解をいたしました。

では、これから、今年度中に恐らく作成をされるのかなと、令和９年度からのビジョンとなりますので、今年度中に作成されると思いますので、それに私も着目をさせていただきた

いと思いますし、その進捗状況に応じた人員配置等を計画していただきたいということは申し添えさせていただきます。

それでは、先ほどの御答弁にありました今後の事務の効率化、職員配置の最適化に関して、ＡＩをはじめとするＤＸ化で推進することについては、私もこれまで求めている視点でありますし、賛同はしております。また、人員配置の最適化に努めるという方向性は一致しているものと認識をさせていただいております。

それでは、ここで、会計年度任用職員の配置、人事異動に関してお伺いをいたします。

会計年度任用職員は、長く勤務されていると、やはり仕事を熟知されており、各課の業務を実施するに当たっても非常に重宝されるでしょうし、実際にそれで業務がうまく回っているという実態もあるのだろうと思いますが、それは言い換えると業務の属人化であり、それによって業務の標準化が阻まれ、業務の硬直化による業務改善の阻害及び民間事業者活用の効果が抑制され、業務のアップデートにつながらない懸念が生じます。さらには、委託拡大の阻害につながるのではないかと危惧するところでもあります。

こうしたことを防ぐためには、会計年度任用職員への過度な依存から脱却し、業務の属人化を防いでいく必要があるのではないでしょうか。そのためにも、会計年度任用職員の特定部署への固定的な配属については見直すべきだと考えますが、会計年度任用職員の異動制度や配置基準を設けていく考えはあるのかお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

まず、職員の配置、人事異動の観点では、全体を見渡した業務の遂行と業務の継続性が求められることから、職員の業務の習熟度と特定の職員への過度な依存のバランスも心がけた人事異動、職員配置が必要と考えるところです。そうした中、長く業務に従事いただいている会計年度任用職員は、実態として配置されている職場にて重宝され、円滑な事務処理に貢献されております。

しかしながら、会計年度任用職員は、あくまで正職員を補助していただくものであります。このことから、会計年度任用職員の配置については、職員の配置、バランスを念頭に補助の必要性を確認した配置を行うべきと考えており、会計年度任用職員の人事異動方針は必要と考えておりません。

ただし、一般職員や60歳を超えてその経験を生かして従事いただいている職員については、目的を持った人事異動を行い、業務の属人化、特定職員への負担が発生しない対応に努めた

いと考えます。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

一般職や再任用の職員には目的を持った人事異動を行うが、その一方で、会計年度任用職員の人事異動方針は必要ないという本市の見解は確認をさせていただきました。

しかし、ここ最近の議会において、国の方針により、同一労働同一賃金の考えにのっとり、大きく処遇が変わってきております。にもかかわらず、本市における考え方は、以前のまま変わっていないように思われます。実際に静岡県富士市や香川県高松市では、正規職員だけでなく会計年度任用職員も含め、定員管理、最適配置に力を入れ、配置替えを行っている自治体もあります。

効率的・効果的な行政運営をめざすには、地方自治法第２条にある最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化が自治体に求められているという文言のとおり、限りある経営資源の最適配分を考える必要があります。人件費高騰や人手不足等を踏まえ、人的資源の構成要素の一つである会計年度任用職員の最適配置の在り方、具体的には組織業務を合理化した上で行政需要から導き出される必要最低限の職員数を任用、配置すること、このことが今後の自治体にさらに求められることになります。

本市においても、各部局が明確な目的を定め、その達成に向け、計画性を持って業務の推進に当たらなければなりません。そのためにも、業務の目的推進の進度に合わせ人事配置制度が必要だと考えますが、再度、御見解をお示しください。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

同じ会計年度任用職員が同一部署で何年も勤務していただく場合、知識も積み上がることから、職場での信頼も厚くなることはあり得ると考えます。しかし、一般事務に係る会計年度任用職員の役割は正職員の補助であり、正職員が会計年度任用職員に過度に依存するべきではないと考えております。

一般事務に係る会計年度任用職員の配置については、各部署に正職員を配置した上で、業務遂行上補助が必要であるとの判断の下、配置している場合や、産休、育休、病休などの代替として配置しており、会計年度任用職員を継続的に任用することを前提としていないことから、先ほど御答弁申し上げましたとおり、会計年度任用職員の人事異動方針は考えており

ません。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　あくまでももう考えていないということですが、今の御答弁にもありましたが、会計年度任用職員の継続任用を前提としていないことから考えていないということです。そして、その前にも前提として、会計年度任用職員さんの任用に係る、その任用の前提として１会計年度に限られるという前提があることからだと思います。

実際には、ただ、この継続雇用を前提としていないと言われていますが、約240人の会計年度任用職員さんがいらっしゃる中で、これ今回、通告もしてないですし、すり合わせもしてませんのでお聞きはしませんが、相当数の方が継続雇用をされている。この実態があるということは市長公室長のほうでも理解をしていただいてると思います。その点では、やはり今の御答弁では非常に説得力に欠くのではないかということは指摘をさせていただきます。

それでは、最後の質問になります。

会計年度任用職員の任期の定めがあることを踏まえると、本来的には急な担当者の変更にも対応ができるよう業務ノウハウを可視化しておくことが必要となりますが、人事異動が少ない会計年度任用職員は、継続して同一の業務に従事することが多く、業務が標準化されないまま再度の任用が繰り返されてしまう傾向にあります。加えて、正規職員のリソースが逼迫していることにより、会計年度任用職員が一人担当化し、再度の任用が常態化している傾向に陥っているのではないでしょうか。このことにより、業務の属人化を引き起こし、業務の継続性が担保されず、最悪の場合、業務が停止してしまうリスクもあります。

この点について、総務省マニュアルでは、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる会計年度任用の職に繰り返し任用されることは、長期的・計画的な人材育成、人材配置への影響や会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要というふうに指摘をされておりますが、このことを踏まえ、本市では、どう留意し制度づくりを行うのかお伺いをいたします。

○　**山本秀明議長**　市長公室長。

○　**東　直樹市長公室長**　市長公室長の東です。

議員御指摘のように、会計年度任用職員を一人担当として配置すれば、業務が固定化するとともに業務の属人化につながり、所属課全体の業務の質の低下や正職員の人材育成への懸念につながる可能性があると考えられます。このため、一般事務を担う会計年度任用職員に

つきましては、あくまで正職員を補助していただくため、職員の配置、バランスを念頭に、必要性を検討して配置してまいりたいと考えております。

また、職員配置上の必要性から、結果的に再度任用する場合であっても、あくまでも会計年度ごとに任用するものであり、身分や処遇の固定化につながることのないよう留意してまいります。

以上です。

○　**山本秀明議長**　飯阪議員。

○　**18番　飯阪光典議員**　ありがとうございます。

先ほどの御答弁で、固定化につながることのないよう留意をしていただくということでしたんで、その点についてはよろしくお願いいたします。

今回のこの質問は、現行の会計年度任用職員の定員管理や配置や異動に関して、属人化や業務の標準化への阻害要因があるとして指摘をさせていただきました。さらに、この点に関して、総務省のマニュアルにも留意すべき点として指摘されております。今の御答弁において、会計年度任用職員の配置において身分や処遇の固定化につながることのないよう留意するとありましたが、具体的にその実現に向け、どのような策を講じていただけるのか御答弁には含まれておりませんでした。今後、静岡県富士市や香川県高松市はじめ他自治体で、総務省マニュアルに沿った規制改革、制度改革が行われます。本市の対応はどうなるのか。

今回、私といたしましては、現状の課題から本市の将来を見据え、質問を行いました。今後の自治体経営には、厳しい財政状況の中、多様化・複雑化する行政需要に対応するため、経営資源としての職員という観点がより求められます。そして、その一つとして、拡大傾向にある会計年度任用職員の任用、配置の仕組みを早期に構築することは必要ではないでしょうか。このことは問題提起をさせていただきます。同時に、しっかりと次年度以降、本市の先を見据えたビジョンのある取組に注目をさせていただき、私の質問は終わらせていただきます。

以上、どうもありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――――――

◎散会宣告

○　**山本秀明議長**　お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、28日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後４時21分散会）

――――――――――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――――――――――

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長　　山　本　秀　明

同　副　議　長　　浜　田　千　秋

同 署 名 議 員　　森　　久　往

同 署 名 議 員　　岡　田　　勉